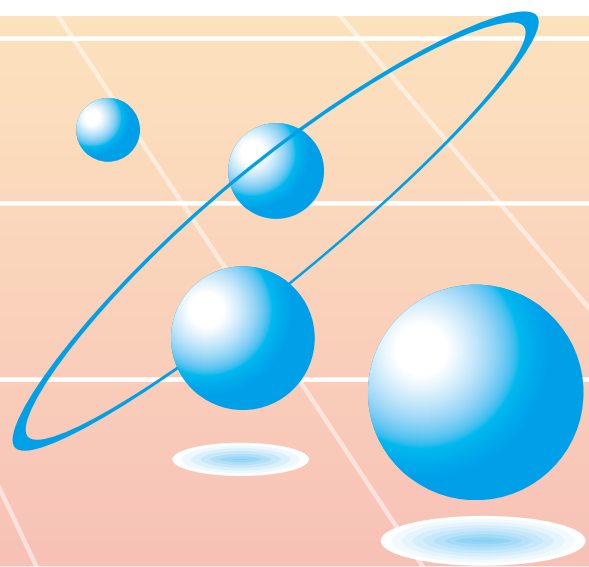


西東京市

生涯学習

推進計画

(平成21年度～平成25年度)



【目次】

1 計画の背景	1
1-1 基本的な課題	2
(1) 生涯学習社会の実現	2
(2) 時代状況や社会環境の変化への対応	2
(3) 学校教育改革への取組	3
(4) 市民参画による地域の生涯学習推進に向けて	3
1-2 西東京市の現状と課題	4
(1) 生涯学習社会の実現に関して	4
(2) 時代状況や社会環境の変化に関して	4
(3) 生涯学習施策や学校教育改革の進展に関して	5
(4) 市民参画や行政・民間・NPO等の連携に関して	6
2 計画の目的	7
2-1 計画の理念と方向	8
(1) この計画で目指すもの	8
(2) 基本理念・基本方向	9
2-2 計画の位置付け・期間	10
(1) 計画の位置付け	10
(2) 計画の期間	10
3 生涯学習推進の施策・事業	11
西東京市生涯学習推進計画（平成21年度～平成25年度）施策体系図	12～13
3-1 市民の学習活動と成果の活用のための環境整備	14
(1) 情報ネットワークづくり	15
(2) 施設ネットワークづくり	18
(3) 支援ネットワークづくり（人材、機会、資金等）	22
(4) 全市的な生涯学習推進のネットワークづくり	25
3-2 ライフステージや生活課題に対応する学習支援	28
(1) 地域と連携しながら子育てができる	29
(2) 豊かな心を育てる体験活動ができる	32
(3) 気軽に文化活動・スポーツ活動ができる	36
(4) 地域・社会の様々な場で活躍できる	40
(5) 課題解決の力をつける学習支援を活用できる	42
3-3 西東京市における生涯学習の地域づくりの展開	47
(1) 関係各課・施設との連携による地域における学習支援の充実	48
(2) 地域住民や団体と連携した学び合いの促進	48
資料	51～61

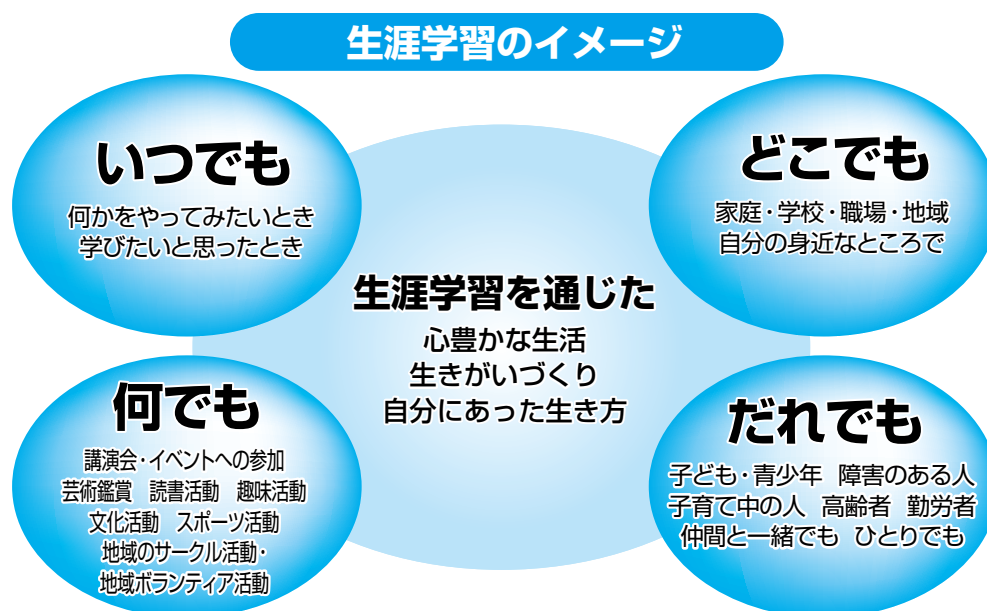
1 計画の背景

1-1 基本的な課題

(1) 生涯学習社会の実現

ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」採択から約20年が経過しました。日本では臨時教育審議会の答申以降、生涯学習体系への移行が掲げられ、平成2年の生涯学習振興法の制定を直接の契機として、国・自治体で様々な取組が行われてきました。とりわけ、近年では、平成20年に中央教育審議会が「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」という答申を出し、社会教育法の改正が行われるなど、生涯学習を取り巻く制度的環境は整いつつあります。

生涯学習とは、人間が幼児期から高齢期までを通して生涯のステージにわたり、あらゆる学習の場・機会を活用して、学習者の主体性により学びを進めることを求める理念と実践です。多彩な生涯学習活動を行い、その学習成果が活かされるような生涯学習社会の実現を目指した取組はますます重要になっています。



(2) 時代状況や社会環境の変化への対応

近年の都市化、核家族化、少子化など、子どもや家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てや家庭教育支援、学校・家庭・地域の連携などが課題となっています。また、家庭や地域の教育力が低下する中で、青少年が社会の構成員としての規範意識や社会性の涵養、豊かな人間性をはぐくむための奉仕・体験活動や、在り方・生き方教育としての職業教育なども重要な課題となっています。

さらに、社会経済の変化への対応が求められ、生活や人生における選択や責任が拡大する中で、一人ひとりが自発的な意識に基づいて可能なかぎり自分に適した方法で行う自己学習活動を支援していく必要が高まっています。

(3) 学校教育改革への取組

平成18年の教育基本法の改正や平成20年の新しい学習指導要領の改訂などに代表される学校教育改革の進展に伴い、確かな学力の向上、豊かな心の育成、信頼される学校づくりなどのために、学校単位で様々な工夫が行われています。

また、子どもや青少年の学校外での組織的な教育活動における学校・家庭・地域の連携や公共施設での居場所づくりをはじめ、民間教育機関等による各種サービスの充実なども進められています。こうした中で、国や地方自治体の行政による生涯学習へのかかわり方も見直しが進んでおり、教育・生涯学習施策においても地域との連携や民間の知恵の活用、地方分権化がより一層進められつつあります。

コラム 学校支援地域本部について

・現在、文部科学省では、地域住民による学校への支援を強め、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとしています。文部科学省は、この取組の代表的なものとして、学校支援地域本部事業を平成20年度から始めています。学校支援地域本部は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを大きな目的としています。

想定される事業の効果として、それぞれの学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動の支援が行われることで、(1) 教員や地域の大人が子どもと向き合う時間が増えるなど、学校や地域の教育活動のさらなる充実が図られる。(2) 地域住民が自らの学習成果を生かす場が広がる。(3) 地域の教育力が向上する。といったことが期待されています。

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/004/002.htm

(4) 市民参画による地域の生涯学習推進に向けて

生涯学習は、一人ひとりの自発的意思による取組や学習手法等の選択・活用を基本として進められることが重要です。

地方自治体の生涯学習推進施策についても、地方分権化の状況を踏まえながら、適切な評価とその評価に基づく施策立案が必要とされるとともに、地域における主体的な生涯学習推進のための幅広い市民の参画や行政・各種機関等との連携・協働が必要となっています。

1-2 西東京市の現状と課題

(1) 生涯学習社会の実現に関して

■ 生涯学習に対する市民の高い関心

平成20年実施の西東京市生涯学習にかかわるアンケートによれば、市民の生涯学習に対する基本的な認識や関心は高く、市内各所で様々な学習活動が盛んに行われています。

また、平成19年実施の西東京市総合計画策定時の市民意識調査によれば、生涯学習の重要性を認識し、これから学習活動に参加したいと考えている市民層（潜在的学習層）も多く、障害のある人や高齢者からも地域における新たな活動の場が求められています。

■ 西東京市における生涯学習推進の動き

西東京市は、平成16年に生涯学習推進計画を策定し、この方針に基づいた取組を積極的に推進してきました。田無市と保谷市が合併する以前より、旧2市はそれぞれ公民館を中心に市民に親しまれる社会教育事業を展開しており、西東京市もその流れを受け継いでいます。

また、市民生活、保健福祉、子育て支援関係施設等においても、市民の自主的な学習・文化・スポーツ活動のための条件整備や、市民同士のつながりと学びをまちづくりへとつなぐ活動などの積極的な取組を行ってきました。

■ 「自分にあった生涯学習」のを見つけやすさ

こうした、生涯学習への関心や活動の高まりの中で、「自分にあった学習、活動、指導者の見つけやすさ」への要望が強まっています。このような市民それぞれのライフステージに応じた生涯学習の構築が西東京市にとっての課題となっています。

(2) 時代状況や社会環境の変化に関して

■ 「暮らしやすい住宅都市」の生涯学習

西東京市は、東京都の区部と多摩地区の境界部に位置し、快適で便利な暮らしやすい住宅都市として発展しています。

今後は、団塊世代の高齢化や西東京市をふるさととする二世、三世の地域参加を受け止めながら、市民の様々なニーズや人生設計（ライフデザイン）に対応した新たな学習事業の創造や、だれもが学び、参加していける地域の学習環境の充実が求められています。

■ 施設の整備充実と機能強化

西東京市では、公民館や図書館といった公共施設の利用環境改善や新たな施設整備や既存施設の充実などを進めつつ、市民要望を踏まえながら管理運営体制の見直しに取り組んでいます。

また、生涯学習関連施設の総合的かつ計画的な施設整備の充実を図り、マネジメントの強化などをさらに進める必要があります。

■ 求められるきめ細かな対応

時代や社会状況の変化に対応するために、これまで以上に一人ひとり異なる市民それぞれのライフステージに基づいた学習要求や学習行動に対するきめ細かな配慮が求められています。こうした状況の中で、行政内部の関係各課・各種施設ならびに団体、NPO、ボランティア団体、企業等との連携・協働や新たな関係づくりがますます重要となっています。

●用語説明

・**ライフステージ**：年齢、年代にともなって変化する生活段階のことをさします。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目ごとの生活スタイルを指します。

(3) 生涯学習施策や学校教育改革の進展に関して

■ 学習支援サービスの充実に向けた取組

平成20年実施の西東京市生涯学習にかかわるインターネットアンケート調査によれば、市民が生涯学習の情報を得るためにもっとも頻繁に利用しているのが市のホームページであるという結果が出ています。西東京市は、広報紙やホームページによる学習情報の提供、公共施設予約サービスの運用など、情報通信技術（ICT）を活用した学習支援サービスの充実に取組んできました。

市民の主体的な学習活動を支援するために、市民が多彩な生涯学習関連情報をより選択・活用しやすい環境づくりを目指すとともに、一人ひとりに必要な学習支援サービスを実現するための体制をつくり、コミュニケーションの輪を広げていきます。

●用語説明

・**ICT**：Information and Communication(s) Technologyの略。コンピューター、インターネットなどの情報通信技術のことを指します。

■ 学校を拠点とした地域の生涯学習の推進

西東京市は、市内のほとんどの小学校に学校施設開放運営協議会を設置し、地域住民による学校施設の有効活用や自主管理を進めています。これらの流れを受け、今後、地域住民の様々な学び合いや学習活動をより一層促進するための情報提供・人材紹介・資金関連などの支援が求められています。

また、文部科学省の学校支援事業の動きを受け、地域住民の学習活動と学校支援活動と連携を図るべく「学校支援地域本部」などの支援組織づくりに向けた検討も必要です。

■ 生活圏から学習圏へ

合併によって拡大した市民の生活行動圏が、地域住民が学び合う新たなコミュニティ学習圏へと発展しつつあります。

今後、市の生涯学習施策の方向や役割分担を明確にしつつ、生涯学習社会形成にむけた様々な壁を乗り越えていける地域の関係づくりが重要です。

●用語説明

・コミュニティ学習圏：サークル、自治会などを中心とした学習環境を指します。

(4) 市民参画や行政・民間・NPO等の連携に関して

■ 市民主体の生涯学習の担い手としてのNPO等

西東京市の生涯学習関連のNPO数は、東京26市内では比較的多く、それぞれに特色ある事業を展開しています。西東京市では、平成18年度に策定された「市民活動団体との協働の基本方針―多様な主体による地域の課題解決に向けて」に基づいて、NPO等を施策展開の重要なパートナーとして更なる対話・協働を進めています。また、市民活動を支援し、推進する拠点となる「西東京市市民協働推進センター ゆめこらぼ」の開設にあわせて、生涯学習活動に関するサービスの向上が期待されます。

■ 新たな人材等の参画と、関係各部署、各種団体、大学等の協調

西東京市には、高度な知識・技能を持つ専門家、豊かな職歴・実績を持つ職業人、世界に通用する芸術家や競技人（アスリート）など、多彩な人材がいます。また、市内には武蔵野大学、早稲田大学、東京大学等の高等教育機関も存在しています。

このような多彩な人材や教育機関が生涯学習推進の地域での担い手として活躍できる環境づくりが求められます。

■ 西東京市における生涯学習社会の形成に向けて

西東京市では、各種計画策定において積極的に市民参画を進め、施設の管理運営や各種事業実施にあたって、市民と協働して取り組んでいます。

今後は、西東京市における生涯学習社会の形成に向けて、行政が市民や団体、企業、NPO等の参画と協働をより一層充実させていく必要があります。

2 計画の目的

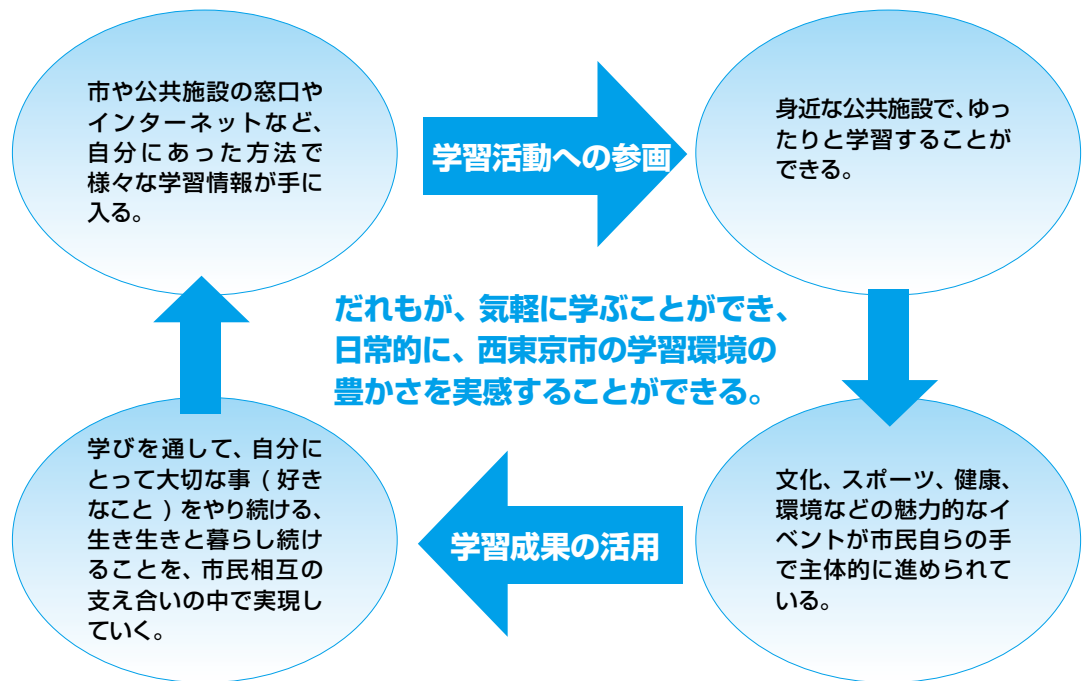
2-1 計画の理念と方向

(1) この計画で目指すもの

**“だれもが主役”で輝く循環型の地域学習社会の創造をめざして
—西東京市における参画と協働による生涯学習社会の実現—**

西東京市では、必要に応じて、いつでも、どこでも、だれもが何でも学び、その成果を地域・社会で活かせる生涯学習社会を、市民・団体・企業・行政等様々な主体の参画と協働によって実現していきます。

そのために、参画と協働によって達成すべき西東京市における将来の生涯学習環境をイメージし、その実現を目指して着実に取組んでいきます。これらの取組を通じて、地域で、知り合い・学び合い・力を出し合いながら推し進めていくことで、西東京市の参画と協働による循環型の生涯学習社会が形づくられていきます。



—参画と協働による将来の西東京市・生涯学習の循環のイメージ—

※参画と参加について：一般的に、決められたことに従って加わることを「参加」といい、一方、ものごとの計画段階から、積極的に加わっていくことを「参画」といいます。本計画では、市民により積極的「参画」をしていただき、市民自らによって生涯学習が進むことをねらいとして、「参加」ではなく、主に「参画」を使用しています。

(2) 基本理念・基本方向

西東京市の生涯学習推進にあたっては、3つの「基本理念」に基づき、3つの「基本方向」に沿って、具体的な施策事業を展開します。

基本理念

基本理念1 “だれもが主役”－市民主体のいきがづくり

- 市民一人ひとりが主体的に生涯学習を実現していけるようにします。
- 行政は、市民の主体的な学習活動を側面から支援しながら、ソフト面とハード面で学習環境を充実させていきます。
- 市民の学習意欲を高め、維持できるしくみをつくります。

基本理念2 “学び合い”－相互学習による関係づくり

- あらゆる機会を通じて、市民相互の学び合いを促進します。
- 市民・団体・企業・行政等による学習支援のつながりを充実させ、学習の広がり拡大を目指します。
- 地域の人材・団体が相互学習に積極的に参画できる環境を整備します。

基本理念3 “育ち合い”－生きるための学びを通じた人づくり、地域づくり

- ライフステージ別・生活階層別の課題解決に役立つ学習活動を促進します。
- 共生社会の実現につながる人づくり、地域づくりを促進します。
- 地域全体が様々な世代が交流するための場所・機会を提供します。

用語説明

●**共生社会**：内閣府によれば、「国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる」社会を指します。
参考URL：<http://www8.cao.go.jp/souki/index.html>

基本方向

基本方向1 市民の学習活動と成果の活用のための環境整備

市民の学習活動と成果の活用がしやすい学習環境を創造するために、情報提供、施設整備、人材育成や、推進体制などについて、全市的かつ全庁的な調整を行いながら総合的に推進します。

基本方向2 ライフステージや生活課題に対応する学習支援の充実

市民のライフステージや生活課題に対応した学習支援を、関係各課・施設・機関等と連携しながら推進します。

基本方向3 市民と行政の協働による地域の学習環境づくりの展開

地域に根ざした学習活動を振興するために、市民と行政の協働による地域の学習環境を整備します。

2-2 計画の位置付け・期間


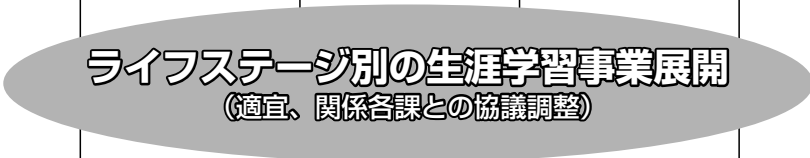
(1) 計画の位置付け

この計画は、市総合計画の施策の一つである「生涯学習社会の形成」に向けての展望（ビジョン）を示し、そのための具体的施策を総合的に体系化し、行政が一体となって事業を推進するための指針とするものです。

生涯学習社会の形成は、西東京市が目指すまちづくりの根幹をなすものであり、そのため、この計画は、教育行政にとどまらず、産業・労働、福祉、環境等幅広い行政施策との整合性に配慮し、西東京市の関連諸計画の教育・学習的な側面を豊かにし、その実効性を補完するものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、市総合計画との整合性を図り、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化や様々な理由により本計画を改定する必要がある場合には、適宜その見直しを行うものとします。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
 <p>総合的な生涯学習環境整備 (年度単位での全庁的な進行管理)</p>				
 <p>ライフステージ別の生涯学習事業展開 (適宜、関係各課との協議調整)</p>				

3 生涯学習推進の施策・事業

西東京市生涯学習推進計画（平成21年度～平成25年度）施策体系図

1. 市民の学習活動と
成果の活用のための環境整備

(1) 情報ネットワークづくり

- ① 総合的な学習情報の提供
 - 生涯学習情報総合窓口の開設
 - 生涯学習情報提供システムの整備
 - 生涯学習情報紙の充実
- ② 学習相談の拡充
 - 公民館・図書館における学習相談の充実
 - 行政窓口における学習相談の充実
 - 生涯学習情報提供サービスのネットワーク化
 - 職員による生涯学習サポーター制度の創設
- ③ 地域の学習情報のデジタル化
 - 地域の人材情報・団体情報のデータベース化
 - 学習資料のデジタルコンテンツの活用

(2) 施設ネットワークづくり

- ① 地域における生涯学習の拠点づくり
 - 地域の生涯学習の拠点づくり
 - 青少年等への施設の利用促進
 - 市民参加の施設管理運営手法の普及促進
 - 施設へのアプローチの向上
- ② 専門的な学習支援サービスの拠点づくり
 - 公共スポーツ施設の整備充実
 - 公共スポーツ施設の運用改善
 - 文化施設の整備充実
 - 公民館・図書館の機能強化
 - 各種専門施設の学習支援機能強化
- ③ うるおいやゆとりを感じる生涯学習空間の創造
 - 自然に親しみながら学べる場所の活用
 - 公共的な施設・場所での支え合いの促進
 - 姉妹都市・友好都市や広域行政圏との連携

(3) 支援ネットワークづくり
(人材、機会、資金等)

- ① 実践的な人材活用のしくみづくり
 - 生涯学習人材バンクの整備
 - 市民人材の積極的活用事業の創設
 - 学校支援ボランティアの確保・育成
 - 地域活動ボランティアの確保・育成
- ② 参加体験の学習事業提供のしくみづくり
 - 市民の学習成果を活かした講座の実施
 - 学び合いを促す参加体験型学習事業の拡充
- ③ 自立を促す学習支援のしくみづくり
 - 参加しやすい条件整備
 - 子どもや青少年の自主的なサークル活動等の支援
 - 施設利用者懇談会等を通じた自治能力の向上支援
 - 生涯学習支援のエキスパートの育成・確保
 - 補助金制度による効果的な支援

(4) 全市的な生涯学習推進の
ネットワークづくり

- 市民参画の生涯学習推進体制づくり
- 生涯学習施策の企画・マネジメント部門の構築
- 各地域や施設の生涯学習の推進母体や支援機関の連携促進
- 広域的な教育機関等との連携

2. ライフステージや生活課題に
対応する学習支援

(1) 地域と連携しながら子育てができる

- ① 子ども家庭教育支援のネットワークづくり
 - 子育て相談事業の充実
 - 子ども家庭教育支援の各種ネットワークの連携促進
 - 子ども家庭教育支援関連事業の質的向上
- ② おとな（親）になるための学習機会づくり
 - 幅広い層を対象とした母子保健事業の充実
 - 親子を対象としたふれあい事業の充実
- ③ 地域ぐるみでの子ども家庭教育支援の関係づくり
 - 保育園における地域交流事業の充実
 - 保育園、児童館の行事を活かした交流促進
 - 公民館における地域ぐるみの子育て支援環境づくり
 - 子ども家庭教育支援の地域協力者の拡大
 - 子ども家庭教育支援の専門家・協力者の活用

(2) 豊かな心を育てる体験活動ができる

- ① 子どもの奉仕活動・地域活動への支援
 - 学校における奉仕・体験活動の充実
 - 地域における体験活動の充実
 - 自然体験活動の充実
 - 様々な体験活動の連携を図った展開
 - 体験学習プログラムについての総合的な情報提供
- ② 子どもの文化・スポーツ活動への支援
 - 地域における子どもの文化活動の充実
 - 地域における子どものスポーツ活動の充実
 - 子どもの読書活動の推進
 - 小・中学校のクラブ・部活動への支援
- ③ 青少年の自主的活動・社会参加の支援
 - 青少年の居場所づくり
 - 児童館における中学生・高校生対象事業の充実
 - 青少年を対象とした学習機会の拡充
 - 青少年の成果発表の場の充実
 - イベントの企画・運営への参画促進
- ④ 体験活動支援者の発掘・活用
 - 体験活動支援者の情報収集・提供
 - プレイリーダーの活用促進
 - 新たな支援者の育成・活用

2. ライフステージや生活課題に対応する学習支援

(3) 気軽に文化活動・スポーツ活動ができる

- ①生涯スポーツ環境の整備
 - 総合型地域スポーツクラブの拡充
 - 気軽に参加できるスポーツ教室等の充実
 - 「魅力ある指導者」の確保・育成・活用
 - 障害のある人のスポーツ活動への支援
 - 健康づくりのためのスポーツメニューの共同開発
- ②市民文化の創造・発信・交流
 - 芸術・文化事業の充実
 - 市民の主体的な創造・文化活動の支援
 - 子どもが創造・文化活動に親しむ機会の充実
 - 市民の文化交流への支援
 - 障害のある人の創造・文化活動への支援
 - 国際理解教育や異文化交流活動への支援
- ③文化財の保護及び活用
 - 文化財資料の収集・整理・活用
 - 文化財の調査・保護
 - 文化財に親しむ機会の拡充

(4) 地域・社会の様々な場で活躍できる

- ①市民全体の社会参画、キャリア形成への支援
 - 職業生活ともかかわる現代的課題についての出前講座の開催
 - コミュニティビジネス等についての学習機会の拡充
- ②高齢者の学習活動、社会参画への支援
 - 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の確保
- ③障害のある人が自らの体験や能力を活かせる学習活動への支援
 - 障害のある人の講師としての活用
 - 障害のある人への就労に関する学習支援
- ④学校におけるキャリア教育の充実
 - キャリア教育への支援

(5) 課題解決の力をつける学習支援を活用できる

- ①くらしやまちの課題解決につながる学習活動の支援
 - くらしやまちの現代的課題についての講座の充実
- ②子どもと大人がともに学ぶ健康教育の充実
 - 学校における健康教育の充実
 - 地域における生活習慣改善のための連携促進
 - 健全な食生活のための食育活動の推進
- ③地域における環境学習・安全学習の充実
 - 学校における環境学習の充実
 - エコプラザ西東京を拠点とした環境学習の推進
 - 市内で活動する環境リーダー等の確保・活用
 - 防災・防犯・交通安全学習の充実
- ④障害のある人の学習活動の支援
 - 多様な支援教育の充実
 - ハンディキャップサービスの充実
 - 障害のある人と地域社会とのコミュニケーションや相互理解の促進
- ⑤共生社会の形成を促す学習活動への様々な支援
 - 学校における道徳教育、生命尊重の教育、人権尊重教育の情報提供
 - 地域における人権・平和・男女平等などの学習機会の提供
 - 市民同士の学び合いや相互学習への支援
- ⑥生涯を通じたボランティア活動・福祉に関する学習の充実
 - ボランティア・市民活動センター等との連携

3. 西東京市における生涯学習の地域づくりの展開

(1) 関係各課・施設との連携による地域における学習支援の充実

- 情報提供機能（情報ネットワーク）の拡充
- 地域コミュニティに対する総合支援態勢の構築

(2) 地域住民や団体と連携した学び合いの促進

- 学校を拠点とした地域での生涯学習の奨励・支援
- コミュニティ関連組織の交流とまちづくりの多様な担い手への支援
- 市民提案制度による講座事業の創設

3-1 市民の学習活動と成果の活用のための環境整備

1

市民の学習活動と成果の活用のための環境整備

施策の現状と課題

西東京市には、市民が学習活動のために利用できる施設や学習機会が数多くあり、また講師等の人材も多いまちです。この多彩な学習資源を、市民がより選択・活用しやすいよう、総合的な環境整備を進めるとともに、市民の参画や評価によって質の向上を図るしくみづくりや体制づくりをあわせて進めます。

その際に、市民それぞれのライフステージを考慮に入れた環境整備方策を検討します。

施策の方向性

(1) 情報ネットワークづくり

- ①総合的な学習情報の提供
- ②学習相談の拡充
- ③地域の学習情報のデジタル化

(2) 施設ネットワークづくり

- ①地域における生涯学習の拠点づくり
- ②専門的な学習支援サービスの拠点づくり
- ③うるおいやゆとりを感じる生涯学習空間の創造

(3) 支援ネットワークづくり
(人材、機会、資金等)

- ①実践的な人材活用のしくみづくり
- ②参加体験の学習事業提供のしくみづくり
- ③自立を促す学習支援のしくみづくり

(4) 全市的な生涯学習推進の
ネットワークづくり

市民の学習活動と成果の活用のための環境整備

(1) 情報ネットワークづくり

施策の基本方向（ゴール）

西東京市内の多彩な生涯学習情報を、市民自らが総合的、体系的、効率的に利用できるようにすることを目指します。そのために、市民それぞれのライフステージを把握した上で、情報活用環境の利便性・快適性を高めるとともに、市民の情報活用能力の向上を支援します。

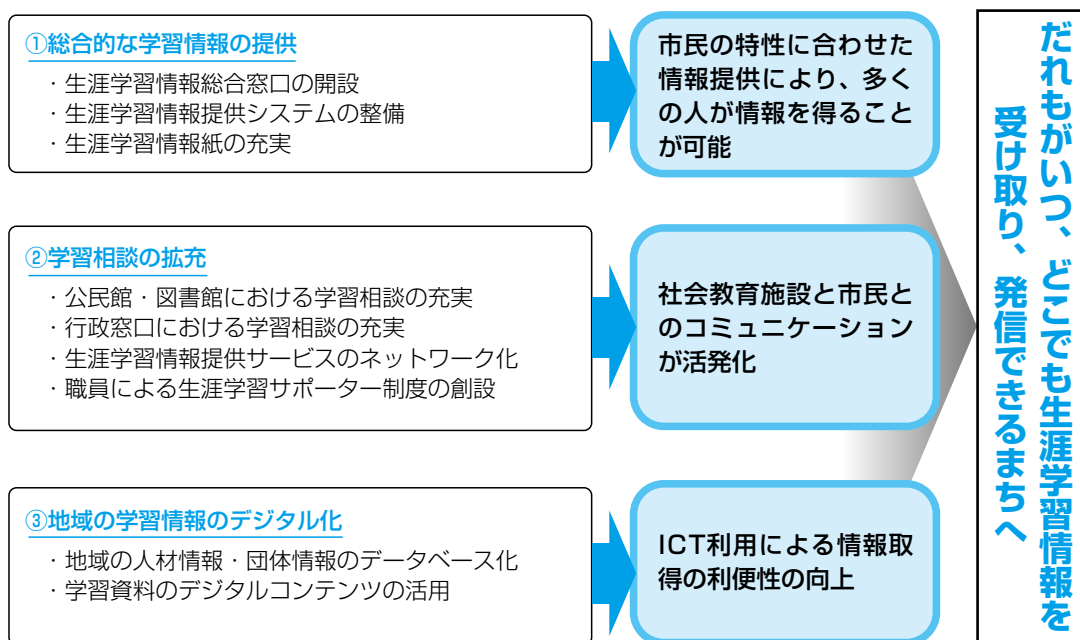
この施策が目標とするまちのすがた

だれもがいつ、どこでも生涯学習情報を受け取り、発信できるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

市民それぞれの年代や生活スタイルなどの特性を考慮にいれた様々なコミュニケーション手法（インターネット、紙面など）を検討した上で、西東京市の生涯学習情報提供の総合的なプラットフォームとして、「生涯学習情報総合窓口」を開設し、関係各課・各種機関と連携しながら、生涯学習に関する幅広い情報の収集と提供を行います。また、行政内部や関連施設等と連携して、学習相談窓口のネットワーク化と、地域情報の高度化、公共施設の情報通信機能の充実などを着実に進めます。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

① 総合的な学習情報の提供

■生涯学習情報総合窓口の開設

学習情報提供に関する総合的な窓口を開設して、市民等への生涯学習に関する幅広い情報の収集・提供と相談に対応できるようにします。また、市民それぞれのニーズに配慮し、多様なメディアによる情報の収集と提供を行います。総合的な窓口の開設により、生涯学習関連情報提供サービスの向上を目指します。（全体イメージは、49ページを参照のこと。）

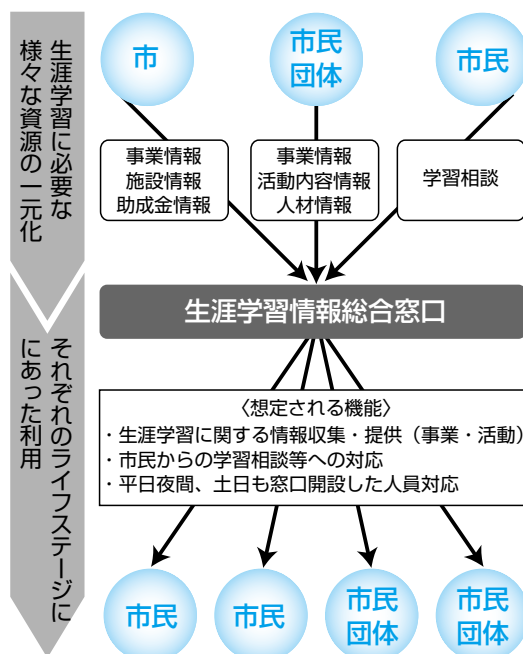
■生涯学習情報提供システムの整備

西東京市が主催する講座・教室・イベント、関連施設・機関の学習支援サービスなどの情報について、市民が収集・選択・活用できるよう、各種情報提供基盤の整備充実を図ります。市内で活動する講師等の人材情報、団体・グループ・サークル等の活動情報、民間教育機関等の事業情報などについても、情報の提供者自らが情報発信できるようなくみづくりを検討します。

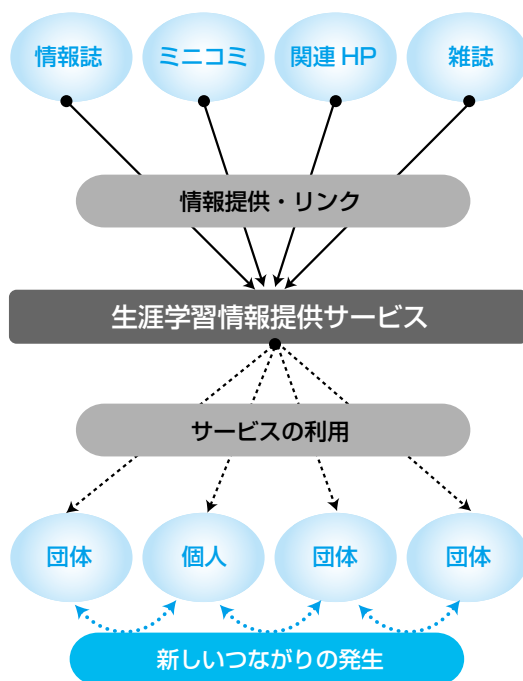
■生涯学習情報紙の充実

生涯学習関連の情報を提供している複数の情報紙（西東京の教育・公民館だより・図書館だよりなど）の充実を図り、その情報を活用した総合的な学習情報提供に努めます。市民それぞれのニーズを考慮に入れ、インターネットや情報紙などが連動した情報紙づくりを進めます。

生涯学習情報総合窓口実施イメージ



生涯学習情報提供システム実施イメージ



②学習相談の拡充

■公民館・図書館における学習相談の充実

生涯学習の情報提供の拠点である公民館や図書館に配置された専門的な職員を活用し、市民とのコミュニケーションを活発にしながら、学習相談やレファレンスサービス等を充実していきます。また、市民の学習ニーズに対して適切な学習支援を行うために、学習相談やコーディネートなどについての職員研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。

●用語説明

・レファレンスサービス：利用者の研究や調査のために、どのようなレファレンス資料（冊子・CD-ROM・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのことを指します。

■行政窓口における学習相談の充実

生涯学習情報提供システムや生涯学習情報紙を活用して、各種行政窓口において市民のライフステージや生活課題に沿った学習情報を提供します。各種行政窓口での連携を図り、総合的な学習情報の提供を行います。

■生涯学習情報提供サービスのネットワーク化

市民の様々な学習相談に柔軟・迅速・的確に対応するために、公民館・図書館、ボランティア・市民活動センターや消費生活、環境、子育て、男女平等などの各種相談窓口との連携を強化します。

■職員による生涯学習サポーター制度の創設

市民の学習ニーズに対して適切な学習支援を行うために、行政が持っている生涯学習に関する情報やノウハウを積極的に活用できるよう、職務区分にとらわれない「生涯学習サポーター制度」を設け、市民からの相談にきめ細かく対応します。（全体イメージは26ページを参照のこと）

③地域の学習情報のデジタル化

■地域の人材情報・団体情報のデータベース化

公民館、学校などで把握している講師人材や団体等の情報について、生涯学習情報システムでの活用が図られるよう、共通の記入用紙やパソコンソフトを用いるなど、データベース化に向けた検討を行います。

■学習資料のデジタルコンテンツの活用

図書館・公民館などの生涯学習の情報拠点と連携して、地域の貴重な文化財や地域学習資料の電子化を進め、その充実、活用に努めます。

(2) 施設ネットワークづくり

施策の基本方向（ゴール）

身近な公共施設の利用を通じて、より多くの人が生涯学習へのきっかけをつかんだり、自分に適した学習活動を見つけていけるようになります。そのために、市内にあるすべての公共施設の学習支援機能、公共施設間の利便性などを、時代やニーズの変化を踏まえて見直すとともに、市民の参画・協力や市民相互の支え合いにより、市民と行政がともに知恵を出しながら施設の有効活用を進めます。

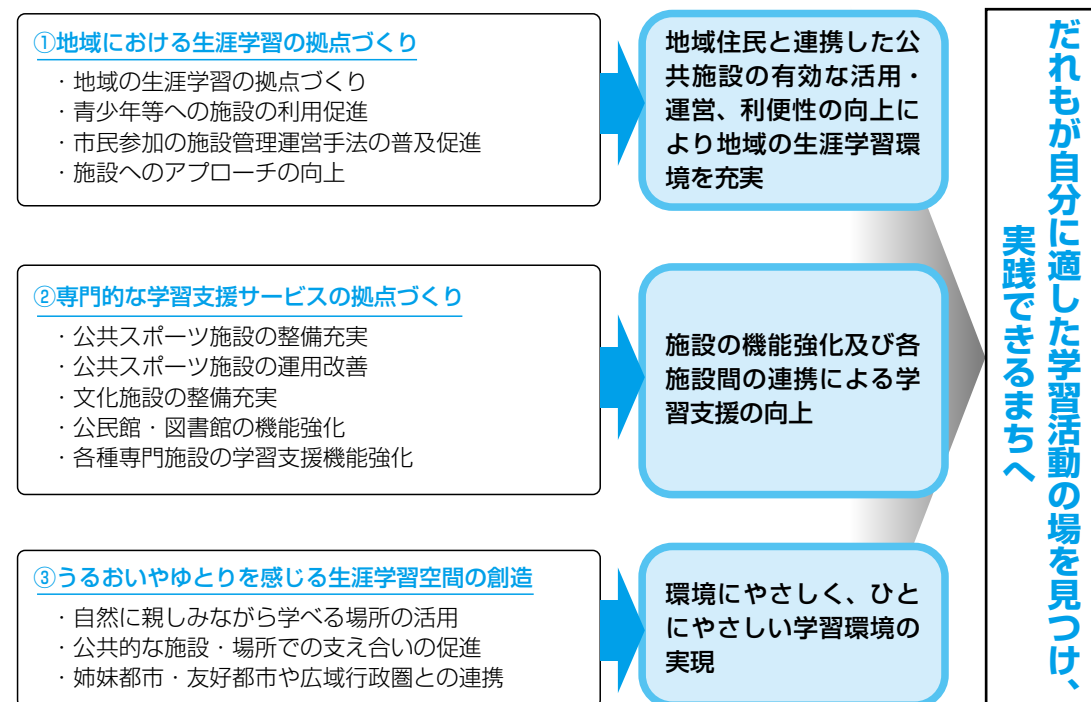
この施策が目標とするまちのすがた

だれもが自分に適した学習活動の場を見つけ、実践できるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

スポーツや文化の専門的な学習支援サービスを提供する全市的な生涯学習拠点の機能強化を行います。また、身近な地域での学び合いや学習活動を盛んにするために、学校をはじめ地域の各種施設の有効活用を進めます。そのために、安心・安全な施設環境や利用方法の改善、公共施設間における交通ルート等の見直しの検討、施設間の連携のしくみづくりを行っていきます。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①地域における生涯学習の拠点づくり

■地域の生涯学習の拠点づくり

身近な地域において、子ども、青少年、大人の様々な学び合いや学習活動が促進されるよう、地域住民の自主的な生涯学習事業を支援します。その際には、学校施設開放運営協議会と協力して学校施設の有効活用を検討するなど、地域住民が主体となった拠点づくりを進め、地域での担い手への積極的な支援を行います。

また、学校施設の計画的な改築・改修を進めながら、特別教室・多目的教室等の活用を図るため、地域開放のための施設設備の充実や開放に向けた条件整備としての管理機能の強化など、生涯学習の活動拠点としての機能充実を図ります。

■青少年等への施設の利用促進

公共施設において、施設を活用した青少年の活動ルームの確保や居場所としてのロビーの整備等、だれもが集える環境づくりを利用者とともに考えていきます。

また、サークルや団体に属していない市民も公共施設を学習活動等に利用できるよう、その利用条件や管理方法等を検討します。

■市民参加の施設管理運営手法の普及促進

コミュニティセンター、地区会館等など、身近な地域の公共施設で市民参加の施設管理運営の方法を定着させていきます。また、市民集会所などの地域施設等についても、地域住民や関係各課と協力して有効活用できるよう検討します。

市民が公平に気持ちよく施設を利用できるよう、利用マナー等市民意識の向上に向けた運営方法の検討や啓発活動を行います。

■施設へのアプローチの向上

コミュニティバス運行について、交通不便な生涯学習関連施設の利便性の向上に向け、ルートの変更等について検討します。

②専門的な学習支援サービスの拠点づくり

■公共スポーツ施設の整備充実

ひばりが丘団地の建替えに伴い、野球場・サッカー場・テニスコート等の一体的な整備拡充を、都市再生機構と連携しながら進めていきます。また、子どもから高齢者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるよう、地域の生涯学習スポーツの拠点として総合型地域スポーツクラブの整備と充実に努めるとともに、各種スポーツ施設の利用者のニーズと施設の整備内容との整合性を図ります。

■公共スポーツ施設の運用改善

公共スポーツ施設の快適性の向上や各種サービスの充実、障害のある人や高齢者に配慮した利用時間やスペースの確保など、使いやすさ、快適さ、サービスなどの点で市民の満足度を高めるための取組を指定管理者と連携して行います。

■文化施設の整備充実

こもれびホールを中心に芸術・文化事業を充実します。快適性の向上や各種サービスの充実、使いやすさ、快適さ、サービスなどの点で市民の満足度を高めるための取組を行います。

■公民館・図書館の機能強化

公民館・図書館を時代や社会の変化に対応できるように、計画的に整備改修し、生涯学習推進の中核的施設としての機能を強化します。基本的な機能としては、市民の学習活動の中継局（ハブ拠点）として、1）情報ネットワーク機能、2）専門的な学習相談・レファレンス等のサービス機能、3）自立的な学習活動を促す中間支援機能などを強化しつつ、地域特性に配慮した事業展開を進めます。社会教育施設としての専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保と育成、市民ニーズに対応した利用しやすい施設運営に向けた管理運営方法のあり方についても検討していきます。

また、公民館運営審議会、図書館協議会などを通じ、施設運営に市民が参画できるしくみを推進します。

■各種専門施設の学習支援機能強化

「エコプラザ西東京」、「男女平等推進センター」など、各分野・領域の専門的な機能を持った施設の学習支援機能の充実に努めます。また、それぞれの専門的な機能の連携により、実施事業内容の調整を行い、市民の生活課題や問題意識に応じた専門的な学習機会の充実に努めます。

③ うるおいやゆとりを感じる生涯学習空間の創造

■自然に親しみながら学べる場所の活用

体験農園等や公園、散歩道の整備など、市民が農作業や自然にふれあう場の充実を図り、学習機会の情報提供を行います。また、東大農場については関係機関等との調整を図りながら、市民ニーズを踏まえた活用を図っていきます。

■公共的な施設・場所での支え合いの促進

市内の公共施設がだれにとっても開かれた生涯学習の場として気持ちよく利用できるよう、施設利用者やボランティア等と協力しながら、マナーやルールの徹底、ゆずりあい、高齢者や障害のある人への手助けなど、利用者同士の支え合いを促す啓発活動を行います。

■姉妹都市・友好都市や広域行政圏との連携

姉妹都市（福島県南会津郡下郷町）、友好都市（千葉県勝浦市・山梨県北杜市）や広域行政圏（東村山市・小平市・清瀬市・東久留米市）と連携して、保養施設や野外施設等を活用した学習の場・機会などを充実させ、交流を深めます。

(3) 支援ネットワークづくり（人材、機会、資金等）

施策の基本方向（ゴール）

生涯学習の多彩な人材、機会、資金等の資源を、一人ひとりが自ら選択・活用し、自分に適した学習活動を実現していくために、自立・選択・活用重視の学習支援環境を創造します。

この施策が目標とするまちのすがた

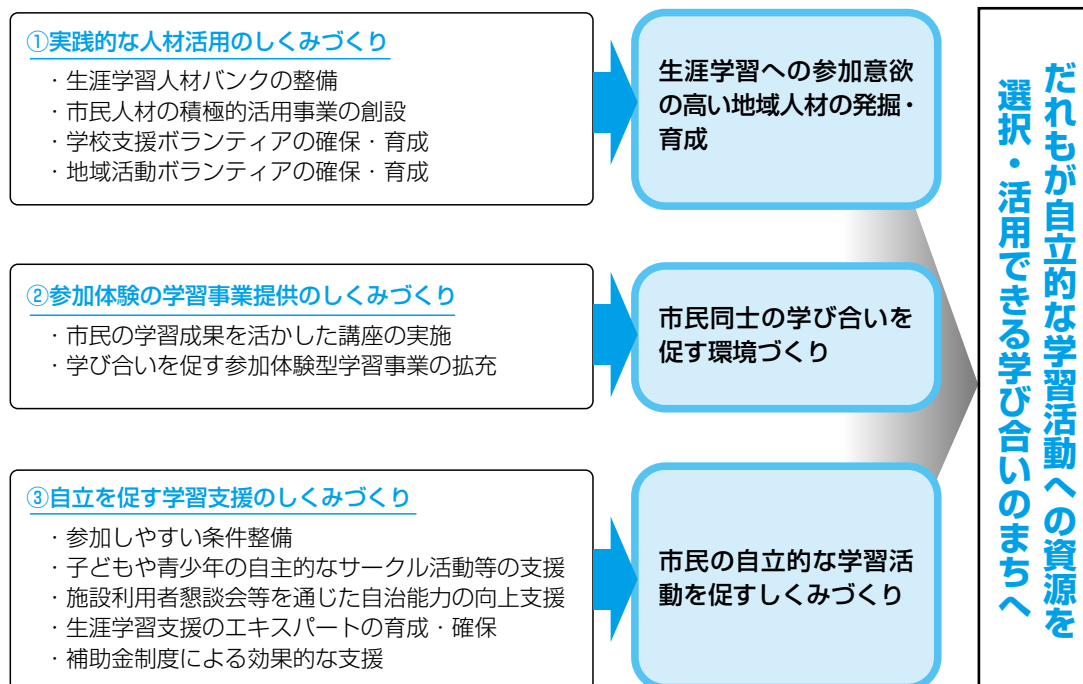
だれもが自立的な学習活動への資源を選択・活用できる学び合いのまち

施策の展開イメージ（プロセス）

生涯学習情報提供システムの整備、生涯学習人材バンク制度の整備、市民提案制度による講座事業の創設の検討など、市民が多彩な学習資源を選択・活用しやすい総合的な学習支援のしくみづくりを行います。

また、選択・活用の結果や感想、評価を知ることができるしくみを構築し、学習資源提供者がその情報をもとに自己点検・評価・改善し、市民の満足度や学習意欲を高めていけるようにします。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①実践的な人材活用のしくみづくり

■生涯学習人材バンクの整備

市民の学習成果を活用して学び合いの生涯学習活動の推進を図るため、多彩な講師・指導者・支援者の情報を活用できるよう、地域人材情報を収集提供する人材バンクの整備を進めます。人材情報の収集提供に当たっては、他の分野別人材情報との連携を図るほか、民間教育事業者、カルチャーセンター、大学などの人材についても幅広く情報を収集・活用します。また、人材バンクの利用増へむけ、人材活用事例の情報提供等、必要とされる人材の発掘と人材活用事業の活性化に努めます。（全体イメージは26ページを参照のこと）

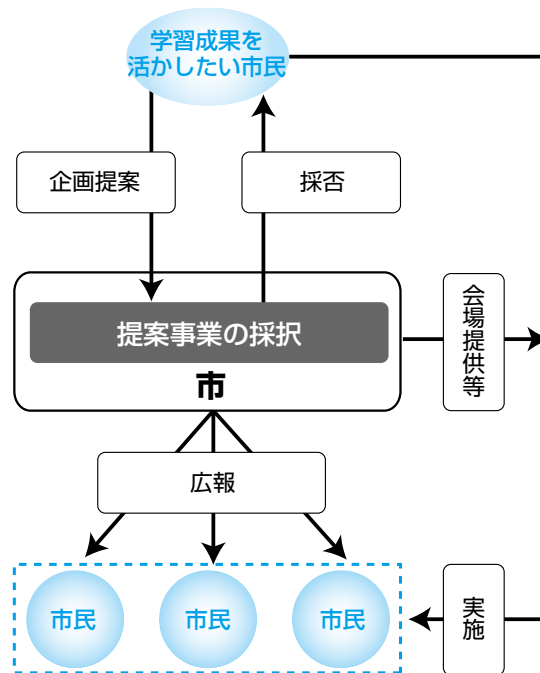
■市民人材の積極的活用事業の創設

市民が培った経験や知識を地域の学習活動に活かすしくみとして、市民提案制度による講座事業の創設を検討します。

■学校支援ボランティアの確保・育成

小・中学校におけるゲストティーチャーやアシスタントティーチャー、学生教育ボランティア等の積極的活用を支援するために、地域人材情報の収集・提供や地域団体、大学等への協力要請などを行います。また、学校施設の管理運営、体験学習の支援、クラブ・部活動の支援など多様な学校支援ボランティアの確保・育成を行います。

市民人材の積極的活用事業実施イメージ



●用語説明

- ・**ゲストティーチャー**：より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。
- ・**アシスタントティーチャー**：授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人のこと。
- ・**学生教育ボランティア**：市内に在する大学生が市内小・中学校の様々な活動に対してボランティアとして参加する制度。

■地域活動ボランティアの確保・育成

公園ボランティアや援農ボランティアなど、市民の学習成果により地域を支える地域活動ボランティアの確保・育成に取り組めます。また、ボランティア人材の活用を図るために、関連機関や団体への情報提供及びコーディネートに努めます。

②参加体験の学習事業提供のしくみづくり

■市民の学習成果を活かした講座の実施

市民や団体が自分たちの学習成果を活かして市民同士の学び合いの交流が広がるよう、公民館などでの団体からの企画提案事業や市民講師による講座開催などを実施します。

■学び合いを促す参加体験型学習事業の拡充

公民館等での講座・教室・イベント等については、市民参加の実行委員会方式による企画運営や、参加体験型学習事業の拡充など、学び合いや相互学習につながる学習方法を積極的に支援していきます。

③自立を促す学習支援のしくみづくり

■参加しやすい条件整備

乳幼児を持つ人や、障害のある人の介助者などが学習活動に参加できるよう、保育や介助などの支援サービスを充実するとともに、施設利用者やボランティアによる支え合いを促します。

■子どもや青少年の自主的なサークル活動等の支援

小学校高学年や中学生・高校生などの自主的な学習活動やサークル活動に対して学習相談や各種調整を行い、子ども時代からの主体的な生涯学習を促進します。

■施設利用者懇談会等を通じた自治能力の向上支援

施設利用者懇談会等により、施設の運営や事業等について職員と利用者、または市民同士の意見交換の機会や交流を促進し、市民が自治能力を高め、ともに課題解決に取り組むことができるように、支援します。

■生涯学習支援のエキスパートの育成・確保

学び合いや自立的な学習活動を促す学習相談やコーディネートの進め方、参加体験型学習の手法などについて、公民館、図書館等関係施設・機関の職員研修を充実します。また、社会福祉協議会や専門機関等と連携しながら、学習支援の的確な人材活用をするために、その職能要件の明確化や能力評価の導入など適切な手法を検討します。(全体イメージは26ページを参照のこと)

■補助金制度による効果的な支援

団体が行う学習事業等への補助の意義・効果について、市民の理解が得られる客観的な指標による効果測定の実施と、わかりやすい活動報告書の提出など、補助金の制度や運用のあり方を改善します。

(4) 全市的な生涯学習推進のネットワークづくり

施策の基本方向（ゴール）

だれもが主体的に学べる学習環境を創造し、それを次世代につなげていくために市民、団体、企業、教育機関、行政がそれぞれの役割や責任を分担していける関係づくりを目指します。

この施策が目標とするまちのすがた

市民・団体・企業・教育機関・行政が協働して生涯学習を推進するまち

施策の展開イメージ（プロセス）

市民参画の全市的な生涯学習推進の進行管理のしくみづくりを行います。

具体的には、それぞれの市民の生活上の課題に対応できるよう、市民参画での学習事業を検討します。また、実務担当者間の日常的な協力関係を築き、市民の学習ニーズや課題に柔軟・迅速・的確に対応できるようにしていきます。

展開イメージ図

○全市的な生涯学習推進のネットワークづくり

- ・市民参画の生涯学習推進体制づくり
- ・生涯学習施策の企画・マネジメント部門の構築
- ・各地域や施設の生涯学習の推進母体や支援機関の連携促進
- ・広域的な教育機関等との連携

- ・生涯学習に関係する各主体が積極的に協働を推進するための信頼醸成
- ・従来よりもさらに市民が生涯学習に取り組みやすい環境の整備

市民・団体・企業・教育機関・行政が協働して生涯学習を推進するまちへ

具体的な施策・事業（アクション）

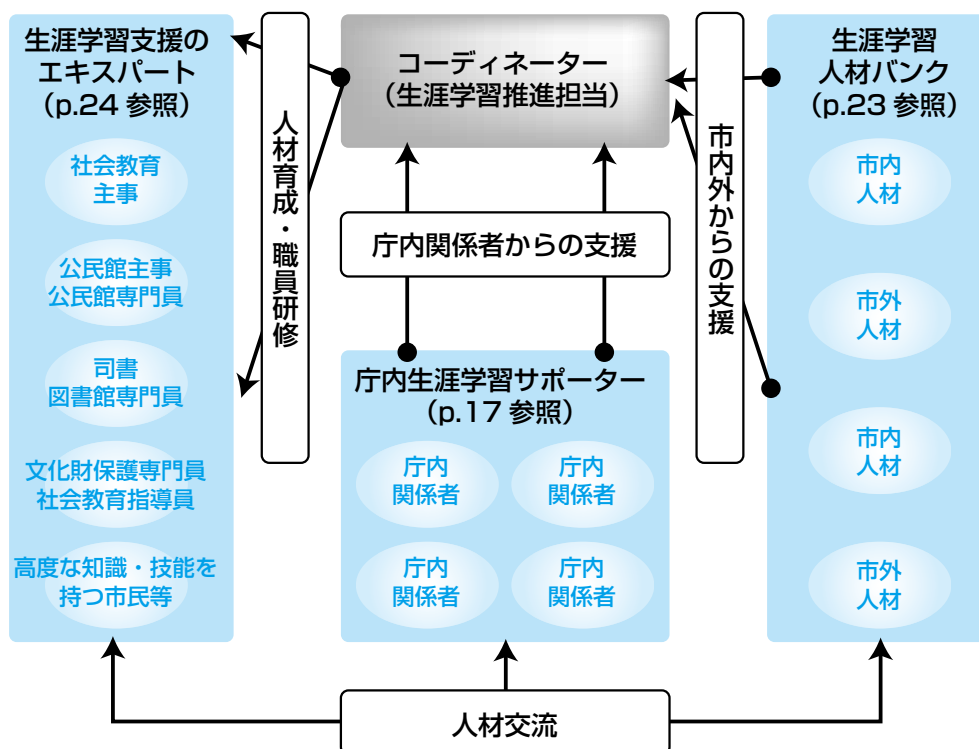
■市民参画の生涯学習推進体制づくり

全市的な生涯学習政策の総合調整を行うために設置した「生涯学習連絡調整会議」において計画や事業の進行管理を行います。また、市民参画による「生涯学習推進計画策定懇談会」において、西東京市の生涯学習政策のモニタリングや、それぞれの市民の生活上の課題解決に向けた学習事業を検討します。

■生涯学習施策の企画・マネジメント部門の構築

教育委員会内に生涯学習に関する専任のコーディネーター（生涯学習推進担当）を配置し、市民からの生涯学習にかかわる様々な問合せに総合的に対応できるようにします。また、全市的な生涯学習推進や事業展開を円滑に進めるために、1）生涯学習推進のための各種会議（生涯学習連絡調整会議、生涯学習推進計画策定懇談会）の事務局機能、2）全市的な生涯学習事業（生涯学習情報提供システムの整備、生涯学習人材バンク制度の整備等）の事業展開、3）関係施設・機関等との連携や人的ネットワーク形成などを進めます。

人的ネットワークを中心とした生涯学習推進のしくみイメージ



■各地域や施設の生涯学習の推進母体や支援機関の連携促進

市民の学習課題やニーズに柔軟・迅速・的確に対応するために、専任のコーディネーター（生涯学習推進担当）を中心として日常的な情報交換の促進、学習相談についての勉強会の充実などを行い、実務担当者間の協力関係を強化します。

■広域的な教育機関等との連携

市民の生涯学習活動の選択肢を広げるために、武蔵野大学、早稲田大学、東京大学等市内の高等教育機関や民間教育機関等と生涯学習推進における具体的な連携内容について協議・調整します。

国や都の各種生涯学習関連施設との調整や、都立高校の公開講座との連携などを必要に応じて行います。また、市内外の大学等の研究機関の学習成果が地域活動や教育活動に活かされるよう、市民や行政との交流や連携を進めます。

3-2 ライフステージや生活課題に対応する学習支援

施策の現状と課題

西東京市では、様々なライフステージや学習課題に対応した生涯学習関連事業を行ってきました。

今後も、地域全体で時代や社会環境の変化に対応した事業展開を行うとともに、くらしや人生、まちの課題を市民一人ひとりが主体となって解決していくために、可能な限り自分にあった方法で学習していけるよう、関係機関・施設と連携協力しながら、一人ひとりにあわせた学習支援を充実させていきます。

施策の方向性

ここでの施策は、市民がライフステージごとに利活用できる学習支援を「～できる」という表現を用いてわかりやすく示してあります。

(1) 地域と連携しながら
子育てができる

- ①子ども家庭教育支援のネットワークづくり
- ②おとな（親）になるための学習機会づくり
- ③地域ぐるみでの子ども家庭教育支援の関係づくり

(2) 豊かな心を育てる
体験活動ができる

- ①子どもの奉仕活動・地域活動への支援
- ②子どもの文化・スポーツ活動への支援
- ③青少年の自主的活動・社会参加の支援
- ④体験活動支援者の発掘・活用

(3) 気軽に文化活動・
スポーツ活動が
できる

- ①生涯スポーツ環境の整備
- ②市民文化の創造・発信・交流
- ③文化財の保護及び活用

(4) 地域・社会の様々な場で
活躍できる

- ①市民全体の社会参画、キャリア形成への支援
- ②高齢者の学習活動、社会参画への支援
- ③障害のある人が自らの体験や能力を活かせる学習活動への支援
- ④学校におけるキャリア教育の充実

(5) 課題解決の力をつける
学習支援を活用できる

- ①くらしやまちの課題解決につながる学習活動の支援
- ②子どもと大人がともに学ぶ健康教育の充実
- ③地域における環境学習・安全学習の充実
- ④障害のある人の学習活動の支援
- ⑤共生社会の形成を促す学習活動への様々な支援
- ⑥生涯を通じたボランティア活動・福祉に関する学習の充実

ライフステージや生活課題に対応する学習支援

(1) 地域と連携しながら子育てができる

施策の基本方向（ゴール）

家庭や地域での子育てを学び合うしくみづくりから、家庭と地域の教育力の向上を図ります。また、子ども家庭支援センターなどと連携しながら、地域とのかかわりや支え合いを通して、子育て中の親や家庭での子育てを支援します。

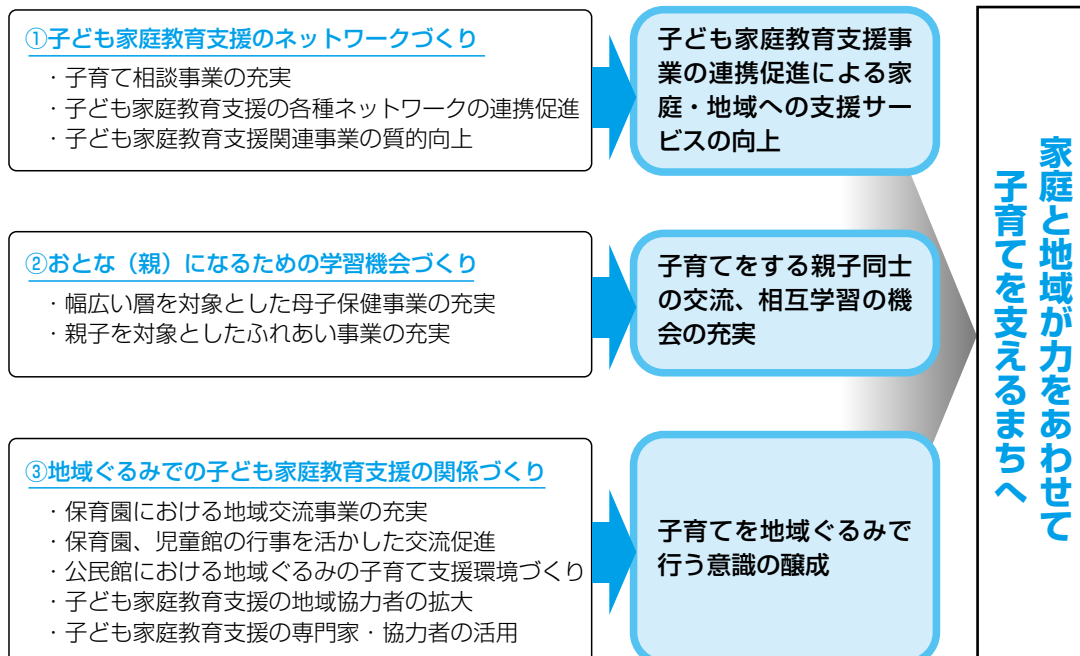
この施策が目標とするまちのすがた

家庭と地域が力をあわせて子育てを支えるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

身近な地域の施設が連携・協力して、地域全体で子どもの育ちや家庭教育への支援を図る子ども家庭教育支援のネットワークを形成し、関係機関の協力関係の醸成や関連事業の質的向上を進めます。また、地域と協力しながら、子どもや親の学習課題の解決へ向けて、子ども家庭教育支援の輪を広げていきます。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

① 子ども家庭教育支援のネットワークづくり

■子育て相談事業の充実

地域子育て支援センターとして機能する基幹型保育園や子ども家庭支援センターと連携しながら、育児に関する悩みや不安に対して、親からの相談に応じるとともに、窓口の紹介や子育てに関する情報提供など、適切な支援を行います。

■子ども家庭教育支援の各種ネットワークの連携促進

子育てや子どもへの支援に取り組んでいる市内のネットワーク組織の連携を促進し、家庭教育への支援の充実を図ります。

■子ども家庭教育支援関連事業の質的向上

学校、子ども家庭支援センター、児童館等と連携しながら、子育てや家庭における課題を把握しつつ、必要な情報の共有化を進めるなど、子ども家庭教育支援の関連事業の質的向上に努めます。

② おとな（親）になるための学習機会づくり

■幅広い層を対象とした母子保健事業の充実

ファミリー学級、各種講習会など、妊娠・出産・育児に関する学習機会を充実させながら、母子保健事業への参加を促します。特に、父親や祖父母が参加しやすいような環境を整えます。

●用語説明

・ファミリー学級：初めて母親、父親になる方、赤ちゃんを迎えるご家族等の支援のために行われる、子育て等に関する講座です。

■親子を対象としたふれあい事業の充実

児童館などにおける遊びやレクリエーション活動を通じて、親子のふれあいや参加者同士の交流を支援します。また、育児・教育に関するノウハウを市民同士の交流を通じた学び合いに活かしていくよう努めます。

③地域ぐるみでの子ども家庭教育支援の関係づくり

■保育園における地域交流事業の充実

保育園における親を対象とした学習事業や地域交流事業（お年寄りとの交流、祭りなど）などの企画・実施にあたり、保育士の各種研修支援や事業への講師派遣などの支援を行います。

■保育園、児童館の行事を活かした交流促進

保育園、児童館の地域交流事業やイベント等の機会を活かして、地域における子ども家庭教育支援の関係づくりを進めます。

■公民館における地域ぐるみの子育て支援環境づくり

市民同士の子育て中の親同士の相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する視点を持った子育て支援事業の充実に努めます。

■子ども家庭教育支援の地域協力者の拡大

子ども家庭教育支援の地域協力者を拡大するための子育て支援者育成講座や出前教室等の開催を検討します。

■子ども家庭教育支援の専門家・協力者の活用

民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、「心の東京革命」地域アドバイザー、地域の協力者など、子ども家庭教育支援の専門家や協力者と相互連携を図りながら、市民が気軽に相談していける環境づくりを進めます。

●用語説明

- ・**心の東京革命**：東京都が平成12年度から取り組んでいる親子のコミュニケーションに関する運動です。親や大人が子どもたちに正面から向き合い、関わっていこうという呼びかけであり、次代を担う子どもたちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組を指します。
- ・**「心の東京革命」地域アドバイザー**：「心の東京ルール ～7つの呼びかけ～」などを実践する際に必要なアドバイスをするとともに、地域での活動を通じて「心の東京革命」の普及と都民一人ひとりの着実な実践行動をお手伝いする、心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)のボランティアの方々です。
参考URL：http://www.kokoro-tokyo.jp/counsel/juku_adv.html

(2) 豊かな心を育てる体験活動ができる

施策の基本方向（ゴール）

子どもや青少年が、身近な地域で豊かな体験を通して成長できるようにします。また、体験活動の支援を通して、地域における大人同士の学び合いやつながりを広げ、世代をわたった地域内の交流が深まるようにします。

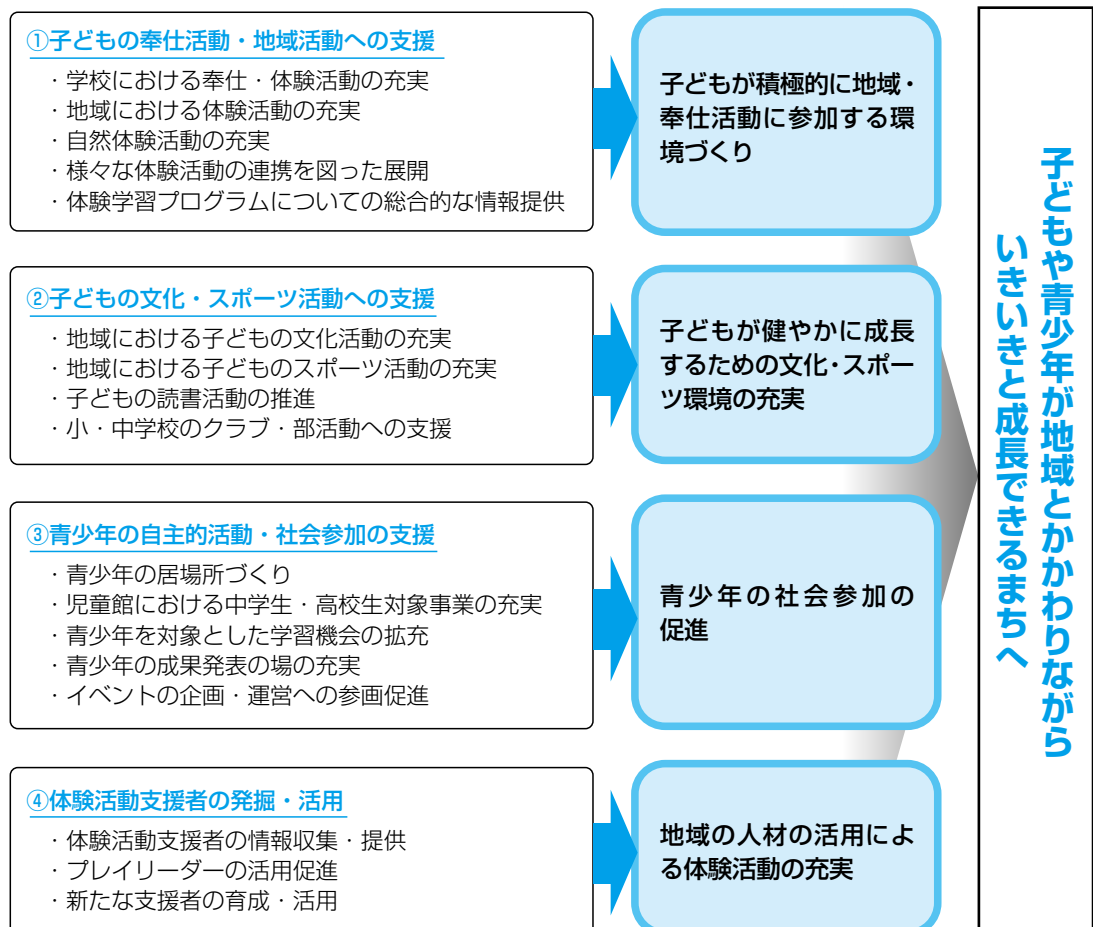
この施策が目標とするまちのすがた

子どもや青少年が地域とかかわりながらいきいきと成長できるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

子どもや青少年がよき先輩や魅力ある指導者・リーダー等に支えられて体験活動の場を広げていけるよう、関連する各種センターが連携協力しながら、体験活動の情報提供、ニーズ把握、人材の確保・育成などを実施します。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①子どもの奉仕活動・地域活動への支援

■学校における奉仕・体験活動の充実

学校での学習活動に奉仕・体験活動等を積極的に取り入れ、子どもが他者とかかわる体験を深めることで、自主性・自律性を高めることができるように支援します。

また、奉仕活動、ボランティア活動について継続的に興味・関心を持ち活動ができるよう配慮します。

■地域における体験活動の充実

地域で子どもたちが環境や福祉等のボランティア活動、自然体験・農業体験活動、職業体験活動など、多様な体験活動の機会を持てるよう、地域の各種団体や関連機関と連携してその充実を図ります。

■自然体験活動の充実

姉妹都市・友好都市（下郷町・勝浦市・北杜市）の施設や菅平少年自然の家を活用した移動教室やキャンプ等の実施など、自然体験活動の充実を図ります。

■様々な体験活動の連携を図った展開

地域における様々な体験活動を通じて、子どもが地域で活動を行う意義を理解し、地域への理解を深めたり、地域の友だちや先輩などとの人間関係を広げるために、児童館・公民館・図書館等の体験活動プログラム間の連携を図った展開について協議・調整します。

■体験学習プログラムについての総合的な情報提供

西東京ボランティア・市民活動センターや、市民団体、国や都等と連携しながら、子どもや親が選択・活用しやすい形での総合的な体験活動や、地域活動支援者の情報提供を行います。

②子どもの文化・スポーツ活動への支援

■地域における子どもの文化活動の充実

子どもたちが、心を躍らせる多彩な活動に触れ、豊かな心をはぐくんでいけるように、地域で子どもが楽しんで参加できる文化活動の充実を図ります。また、子どもたちのニーズを把握しながら進めることで、より積極的な参加を促します。

■地域における子どものスポーツ活動の充実

生涯を通じて健康的な体と心で生活を送り、自分にあったスポーツ活動やよき指導者と出会えるしくみづくりを進めます。また、子どもたちのニーズを把握しながら進めることで、より積極的な参加を促します。

■子どもの読書活動の推進

表現力や想像力を高め、人生をより深く生きていく力を養う等子どもの文化的生活に欠かせない読書活動を「子どもの読書推進計画」に基づき、推進していきます。

■小・中学校のクラブ・部活動への支援

小・中学校のスポーツや文化のクラブ活動・部活動の指導体制の充実のために、外部指導員の活用など、学校や地域の事情を踏まえたしくみづくりについて検討します。

③青少年の自主的活動・社会参加の支援

■青少年の居場所づくり

公民館、図書館などで、子どもたちや青少年の居場所づくりに向けた施設の活用を図ります。また、講座の開催などを通じて、青少年が自らの意思で地域活動に参加できるきっかけをつくるための条件整備を進めます。

児童館においても中学・高校生年代の居場所としての機能を持つ新たなタイプの児童館を設置し、青少年の健全育成支援を図ります。

■児童館における中学生・高校生対象事業の充実

児童館における中学生・高校生の居場所づくりやサークル・団体等への支援として、地域情報の提供や広報PRなどを行い、中学生・高校生の自主的な施設活用や学習活動を促進します。

■青少年を対象とした学習機会の拡充

公民館において青少年を対象とした学習機会を充実し、正しい知識を習得したり、自己解決能力を高められるように支援します。

また、青少年が社会人としての認識の習得、自己解決能力を高められるような地域での世代間交流事業や体験学習の機会を支援し、青少年自身が意欲的に事業に参画できるような環境を整備します。

■青少年の成果発表の場の充実

青少年の作品展・展示会や、発表会など、学習成果を発表する場や機会を充実します。

■イベントの企画・運営への参画促進

文化、スポーツ、福祉、環境、国際交流等の様々な領域で中学生・高校生が企画・運営に主体的に参画できる機会を増やせるように、関係各課への働きかけや青少年の参画事例の紹介・PRなどを行います。また、企画への参画を通じて、多世代と交流する機会を設けます。

④体験活動支援者の発掘・活用

■体験活動支援者の情報収集・提供

専門的な知識・技能を持つ地域人材、プレイリーダー（遊び場などでの子どもの目線に立ち、子どもたちと遊び、かつ、子どもたちを見守る者）、インタープリター（自然を中心とした体験学習での自然の魅力などの解説者、案内人）など、体験活動の支援者となりうる人材情報を収集・提供します。また、支援者の指導力・解説力を高めるための研修等の充実についても検討します。

■プレイリーダーの活用促進

プレイリーダーの育成とその活用による「遊びの学校（小学校施設活用）」や「遊びの出前（社会教育施設等活用）」などの事業を展開し、地域生涯学習事業と連携した取組を促進します。

●用語説明

- ・「遊びの学校」事業：小学校を放課後の子どもたちの居場所にするため、学校施設を利用しやすいしくみに整え、プレイリーダー（遊びの支援者）を配置することで、安心して集い、遊び、学べる環境を整える事業です。
- ・「遊びの出前」事業：社会教育施設などにおいて、団体や地域の求めに応じてプレイリーダーによる遊びの指導を出前で実施する事業です。

■新たな支援者の育成・活用

公民館・図書館などが中心となり子どもや青少年、親の体験活動へのニーズを把握しながら、新たに必要となる支援者の育成・活用等を行います。特に、青少年の地域活動などの知識や技術をもった人材を積極的に取り込むことで、多世代との交流も進めていきます。

(3) 気軽に文化活動・スポーツ活動ができる

施策の基本方向（ゴール）

だれもが日常生活圏で子どもの頃から気軽に文化・スポーツ活動に親しめるようにします。

この施策が目標とするまちのすがた

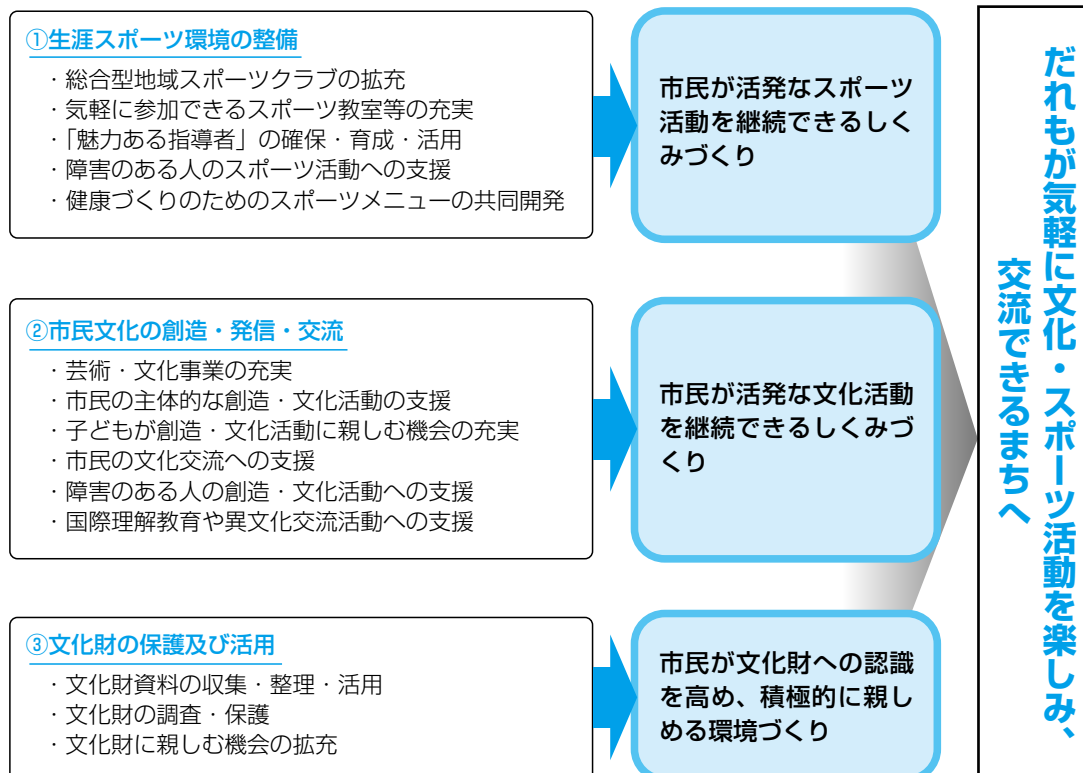
だれもが気軽に文化・スポーツ活動を楽しみ、交流できるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

文化活動・スポーツ活動への市民ニーズの高まりに対応するため、ハード面とソフト面の両面で取組を行います。ハード面については、各団体の活動内容や活動地域の特性などに応じながら計画的な施設整備に取り組めます。ソフト面については、様々な団体への活動支援を行い、幅広い市民対象の各種プログラムの充実、団体・人材等のコーディネート機能の強化を進めます。

また、生涯学習人材バンク制度などを通して、文化・スポーツの専門家自らが情報発信・PRを行い、その情報をもとに指導者を必要とする学習者やサークル等が人材を活用しているようにします。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①生涯スポーツ環境の整備

■総合型地域スポーツクラブの拡充

市民参画による地域スポーツ振興の充実を図るために、体育協会、地域スポーツ団体、体育指導委員、地域住民などと連携し、総合型地域スポーツクラブの拡充に努めます。

●用語説明

- ・総合型地域スポーツクラブ：「地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態」であり、次のような特徴を持つクラブのことを指します。市内では、にしはらスポーツクラブがこの形態でのスポーツクラブです。
- ①複数の種目が用意されている。
 - ②子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
 - ③活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
 - ④質の高い指導者のもと個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。

■気軽に参加できるスポーツ教室等の充実

だれもがスポーツに親しむことができるよう、気軽に参加できるスポーツ教室や体力づくり教室等を充実し、様々な年齢層でのスポーツ人口を増やせるようにします。

■「魅力ある指導者」の確保・育成・活用

スポーツリーダーバンクを整備し、体育指導委員等の人材を登録・PRして、地域のスポーツクラブや学校などで活躍の場を広げられるようにします。また、体育協会と連携し、各種教室等の質的向上や魅力ある指導者の確保・育成、中学校運動部における地域スポーツ指導者の活用、体育指導委員の資質向上などを促進します。

■障害のある人のスポーツ活動への支援

市内スポーツ施設や小・中学校の体育館、校庭などを障害のある人が利用しやすくなるために、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（平成21年3月策定）」に基づく、だれもが利用しやすい公共施設の整備を目指し、施設の利用条件の柔軟な対応、障害のある人や団体への貸出、指導者や協力者の確保などを支援します。

■健康づくりのためのスポーツメニューの共同開発

市の健康推進担当部署や指定管理者・医師・専門家等と連携しつつ、健康づくりや生活習慣改善等のためのスポーツメニューの検討（Plan）、要指導者への指導（Do）、事業の効果検証（Check）、それに基づく指導内容やプログラム等の改善（Action）といった、健康づくりのためのスポーツメニュー開発のPDCAサイクルを確立します。

②市民文化の創造・発信・交流

■芸術・文化事業の充実

こもれびホールを中心に、展覧会や音楽会など多様な芸術・文化事業の提供を行います。

また、指定管理者制度を有効に利用し、民間のアイデアを活かした芸術・文化事業を充実させます。

■市民の主体的な創造・文化活動の支援

市民会館、コール田無などの文化施設を活かし、市民の主体的な創造・文化活動の場の確保や支援を充実させていきます。

■子どもが創造・文化活動に親しむ機会の充実

子どもが日常生活圏で多様な文化を体験できるように、児童館や公民館等での文化事業を充実するとともに、小・中学校の教育活動を通じて「本物の芸術」に触れる機会の充実を図ります。

■市民の文化交流への支援

市民の文化活動に対して発表の機会を提供し、市民の文化交流による質の高い文化の創造や活気ある地域文化の創造を図るため、市民文化祭実行委員会と連携して市民文化祭のあり方の検討を進めます。

■障害のある人の創造・文化活動への支援

障害のある人が芸術・文化活動を鑑賞する機会を充実させるとともに、「表現者」として参加できるような演劇・ダンス・音楽等の講座の開催や、障害のある人の芸術やその作品に関する情報収集・提供なども充実させます。

■国際理解教育や異文化交流活動への支援

学校における国際理解教育の実施にあたって、海外経験のある地域人材や外国籍の講師を紹介したり、地域における外国籍市民との交流や国際理解、異文化交流の学習機会の設定などを支援します。

③文化財の保護及び活用

■文化財資料の収集・整理・活用

先人の遺した遺産を守り、伝えるため、郷土資料室を拠点として、発掘された遺物、民具、民俗資料などの文化財を収集・整理し、公開します。また、文化財と郷土資料室の認知度を高めるため、広報の強化について検討します。

■文化財の調査・保護

下野谷遺跡（したのやいせき）を史跡公園として保存・活用します。また、市内にある無形・有形文化財を調査し、郷土の文化、歴史を理解することにより、郷土への誇りを持てるよう努めます。

■文化財に親しむ機会の拡充

文化財教室の開催、東京都文化財ウィークへの参加など、文化財に触れ、親しむ事業を開催します。文化財を身近なものと感じることにより、文化財保護の意識を高め、心の故郷としての郷土意識を深めることに努めます。

●用語説明

・**下野谷遺跡**：市内で発見された遺跡の1つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡です。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されており、見ることができます。

(4) 地域・社会の様々な場で活躍できる

施策の基本方向（ゴール）

市民がこれまでの学習歴や成果を活かして、地域で活躍できるようにします。

また、新たな学習活動を通して、様々な市民が社会参画の場を広げ、自分たちの課題を解決できるよう支援します。

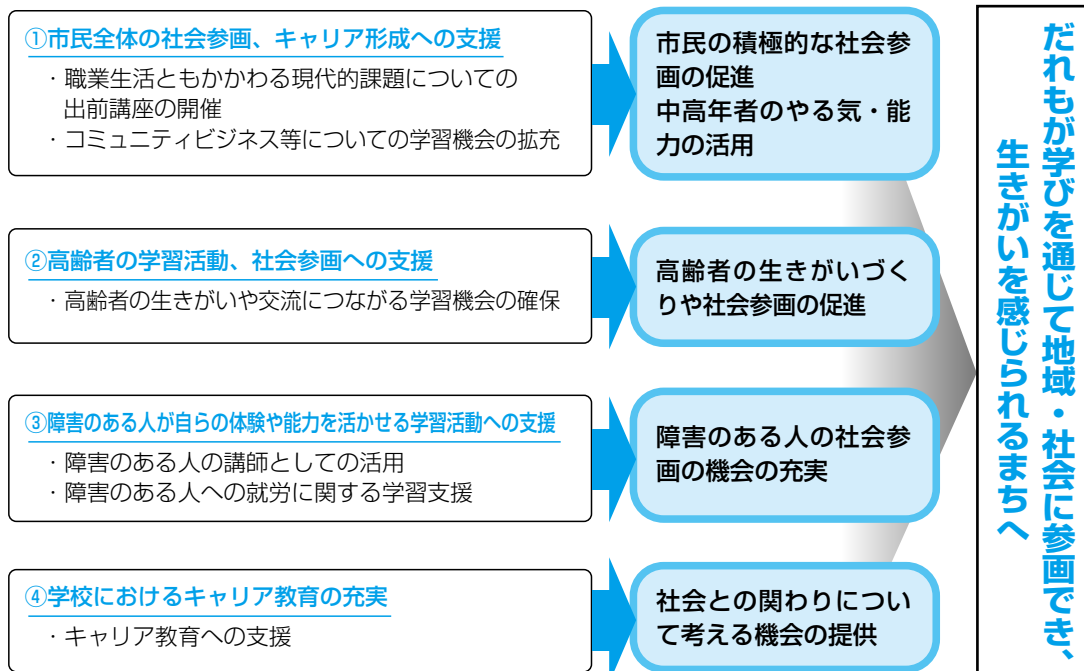
この施策が目標とするまちのすがた

だれもが学びを通じて地域・社会に参画でき、生きがいを感じられるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

市民の社会参画に対応した新たな学習メニューを開発するとともに、人材を発掘・活用することで学習者が自らの学習成果を活かしながら、活躍の場を広げていけるように支援します。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①市民全体の社会参画、キャリア形成への支援

■職業生活ともかかわる現代的課題についての出前講座の開催

男女平等参画や中高年を対象にしたキャリア開発など職業生活ともかかわりの深い現代的課題について、公民館や図書館などの身近な公共施設で、関係部署・機関等の出前講座が受けられるようにします。

■コミュニティビジネス等についての学習機会の拡充

コミュニティビジネスや起業支援、就労支援に関する学習機会の拡充と情報提供に努めます。

●用語説明

・コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組です。

②高齢者の学習活動、社会参画への支援

■高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の確保

高齢者が、趣味、文化、スポーツなど多様な活動にふれ、人々と交流しながらいきいきと暮らすために、公民館、福社会館、老人福祉センター等での学習機会を充実します。

それぞれの施設での事業実施の連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指します。

③障害のある人が自らの体験や能力を活かせる学習活動への支援

■障害のある人の講師としての活用

ボランティア育成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって自らの体験談などを語り、伝えていける機会を増やします。

また、だれでも、地域社会の一員として、情報通信技術や文化活動などの専門的な知識・技能を活かして講師として活躍できるような場や機会の情報提供等を行います。特に、障害のある人のニーズを把握し、より参加しやすい環境づくりを行います。

■障害のある人への就労に関する学習支援

障害のある方々それぞれの障害にあわせて、きめこまやかな就労支援に関する学習機会や学習情報提供を行います。

④学校におけるキャリア教育の充実

■キャリア教育への支援

将来の職業や生き方についての自覚を促すため、小学校における地域の職業人との交流、中学校における職場体験の拡充など、小・中学校を通じた計画的なキャリア教育のための人材確保等を支援します。

(5) 課題解決の力をつける学習支援を活用できる

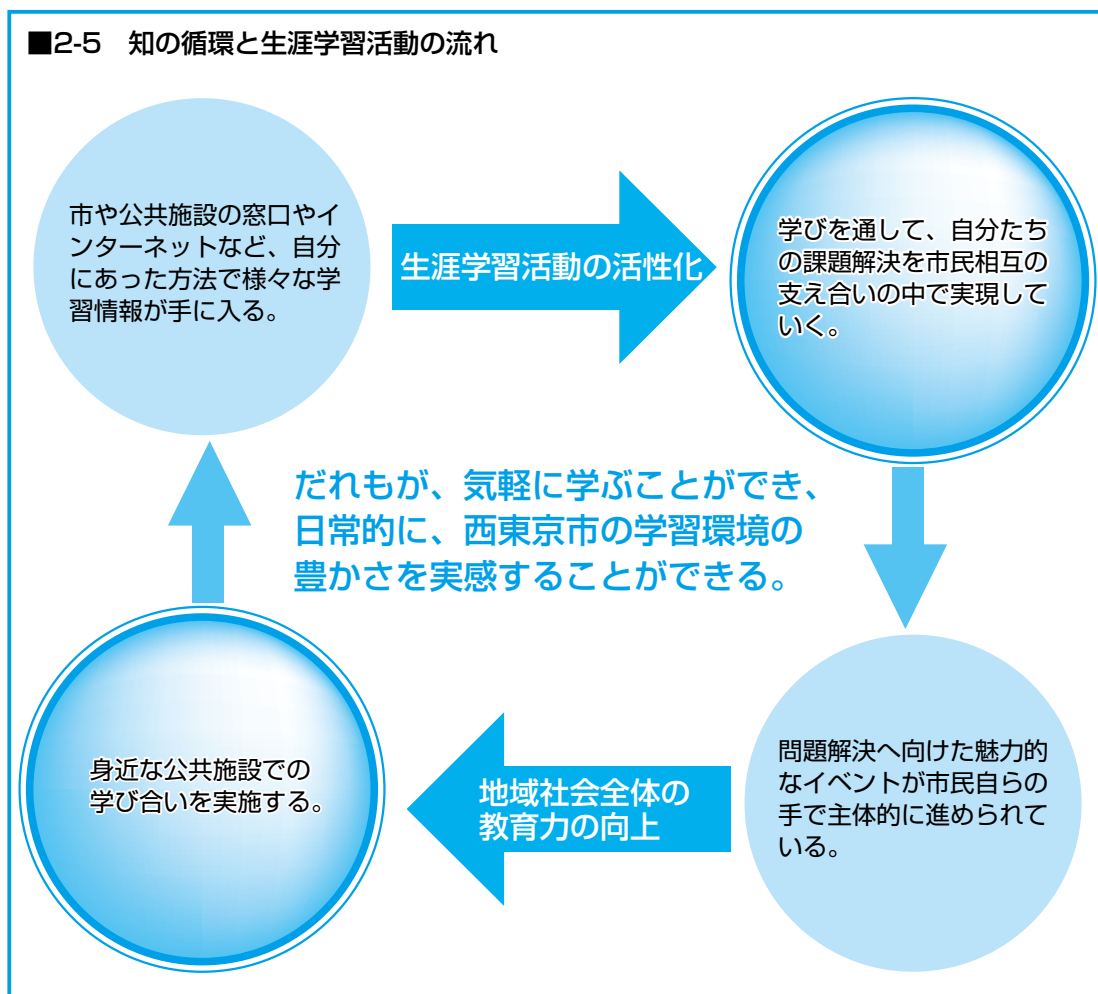
施策の基本方向（ゴール）

くらしやまちの現代的課題について、様々な人と地域で学び合えるようにします。

市民間での学び合いを通して、暮らしの中の「困りごと」をともに解消していく「力」を高めながら、地域住民が相互に地域づくりの主権者、自治の主体としての意識を高められるようにします。

公民館・図書館など生涯学習の中核的な施設は、地域住民の知の循環から、市民間での学び合いや課題解決の主体的な取組が進められていくように、積極的に市民間の連携を支援します。

■2-5 知の循環と生涯学習活動の流れ



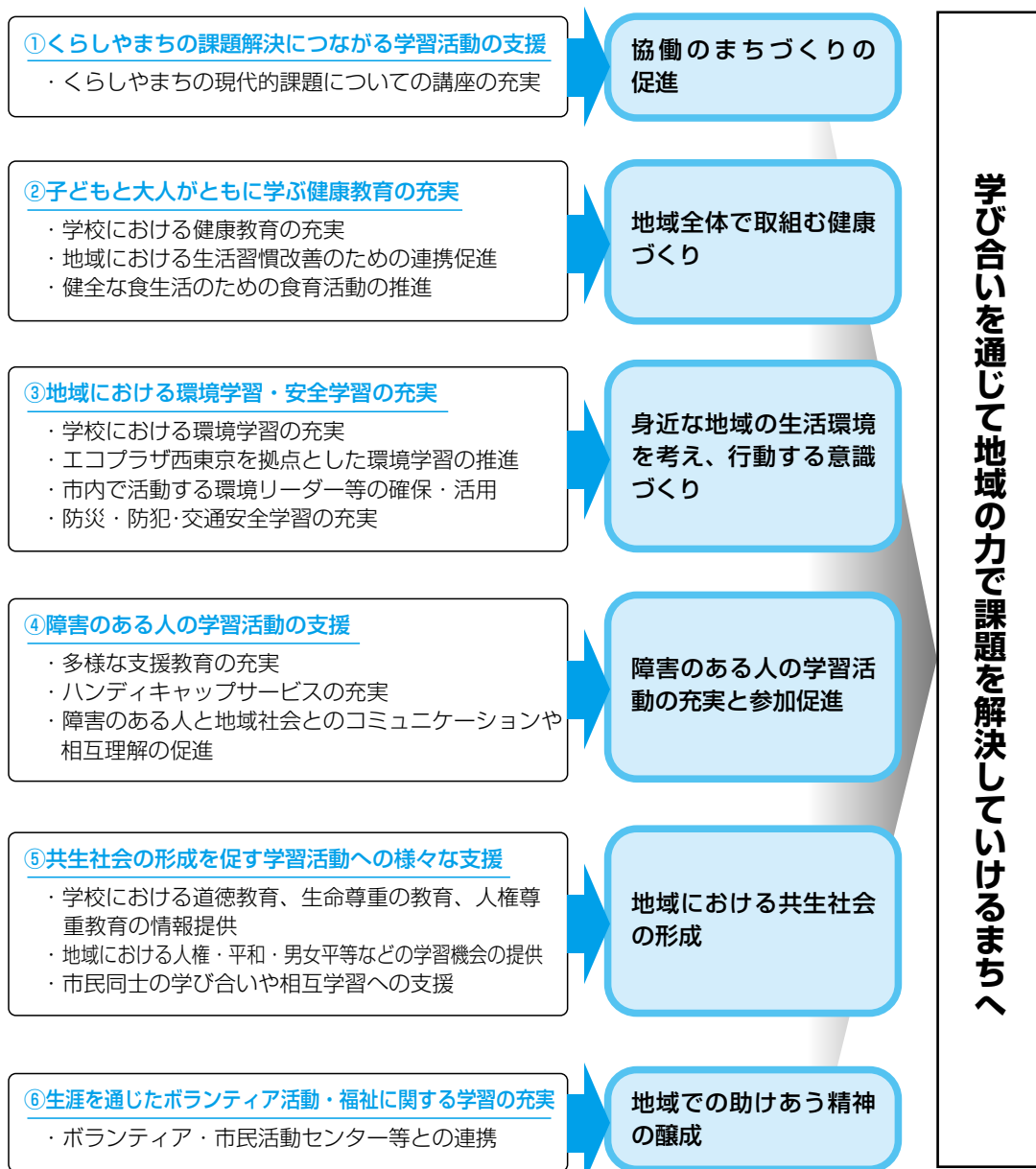
この施策が目標とするまちのすがた

学び合いを通じて地域の力で課題を解決していけるまち

施策の展開イメージ（プロセス）

くらしやまちの現代的課題を、公民館などにおいて体系的・継続的に学びながら、西東京市や身近な地域への理解・関心を深めるとともに、市民の学び合いを促進します。そこで、生活上の様々な課題の解決を図れるよう、積極的に市民間の学びのコーディネート（橋渡し）を行っていきます。

展開イメージ図



具体的な施策・事業（アクション）

①くらしやまちの課題解決につながる学習活動の支援

■くらしやまちの現代的課題についての講座の充実

身近な公共施設などを利用して、くらしやまちの課題についてのヒアリングを行う機会を関係各課と協力して設定し、市民が求めている課題に対応した講座の実施に努めます。

②子どもと大人がともに学ぶ健康教育の充実

■学校における健康教育の充実

学校での子どもに対する健康教育の充実のために、学習資料等の提供、ゲストティーチャーや講師の派遣、「食育」も含めた望ましい生活習慣等について子どもと家庭が一緒に学べるよう支援します。

■地域における生活習慣改善のための連携促進

生活習慣のチェック・改善とその普及啓発のための各種健康教育・健康相談事業への参加促進について、市の健康推進担当部署と学校・家庭・地域が連携した取組をできるようにします。

■健全な食生活のための食育活動の推進

生涯にわたって健康的な生活を送るために、食に関する知識を習得し健全な食生活を実践できるよう食育活動の推進を図ります。その一環として食を生みだす農の営みを理解することは重要であり、農業体験にはじまり、教育機関・農業者などと連携を図り、地域全体での地産地消から栄養までの幅広い食育活動を進めます。

③地域における環境学習・安全学習の充実

■学校における環境学習の充実

学校での子どもに対する環境教育の推進と合わせて、自然体験学習や移動教室への支援、ゲストティーチャーや講師の派遣など、子どもと大人と一緒に環境学習を行う機会の設定などを行います。

■エコプラザ西東京を拠点とした環境学習の推進

「エコプラザ西東京」を拠点として、資源及びエネルギーの有効利用や環境の保全に関する普及啓発事業を行うとともに、市民団体の自主的な環境学習活動への場を提供し、地域での環境学習を推進します。また、公民館や他の施設との連携を図り、より専門的で実践的な環境学習の充実を図ります。

■市内で活動する環境リーダー等の確保・活用

市民が環境について理解を深め、環境に配慮した行動をとり、また、それを周囲に広げていくため、市内で活動する環境リーダーなど人材の確保・活用を促進します。

■防災・防犯・交通安全学習の充実

市民が防災や防犯などの安全についての知識習得、地域における自主防災や防犯意識、交通安全等について考える学習機会を充実させます。

④障害のある人の学習活動の支援**■多様な支援教育の充実**

様々な障害のある児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援するため、児童生徒の多様なニーズに応じた、適切な教育と支援を行います。

■ハンディキャップサービスの充実

障害のある人の学習活動への参加拡大を図るため、NPO法人や民間移送業者による移送サービスや、図書館の対面朗読や資料の郵送貸し出しなどのハンディキャップサービスを充実します。また、ボランティアと協力して手話通訳や外出支援などの人的な学習支援サービスを充実します。

■障害のある人と地域社会とのコミュニケーションや相互理解の促進

公民館、図書館、学校など地域での様々な学び合いの機会に、障害のある人と一般の地域住民とが学習やコミュニケーションを通じて相互理解を促進します。また、障害のある人が置かれている状況を理解するため、障害等について地域の人たちがともに学ぶ学習機会の充実を図ります。

⑤共生社会の形成を促す学習活動への様々な支援**■学校における道徳教育、生命尊重の教育、人権尊重教育の情報提供**

子どもたちの人間性豊かな心をはぐくむために、学校での道徳授業地区公開講座など子どもと大人がともに学べる学習機会の情報提供や、副読本等の学習資料の提供などを行います。また、「人権作文」などの取組をはじめとする生命尊重や人権尊重教育の教育を推進します。

■地域における人権・平和・男女平等などの学習機会の提供

地域で暮らす人々の個性や多様性を尊重しながら、一人ひとりが認め合い、支え合い、ともに生きていける共生社会をめざして、各種委員会や関係部署等と連携しつつ、身近な地域で人権・平和・男女平等などについて学習する機会を充実させていきます。

●用語説明

・**共生社会**：内閣府によれば、「国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無にかかわらず安全に安心して暮らせる」社会を指します。

参考URL：<http://www8.cao.go.jp/souki/index.html>

■市民同士の学び合いや相互学習への支援

子どもから大人までまちづくりへの自分の意見や取組を発表する機会の設定や、時事問題についての開かれた討論会の開催などによって、よりよいまちづくり・くらしづくりに向けた市民対話の取組について検討します。

⑥生涯を通じたボランティア活動・福祉に関する学習の充実**■ボランティア・市民活動センター等との連携**

子どもから高齢者まで、地域のだれもがボランティアな精神を共有しながら、年齢、興味・関心、技能に応じて具体的なボランティア活動にかかわれるように、ボランティアに関する総合的な情報提供や体系的な学習プログラムの提供等を、より積極的に社会福祉協議会や西東京ボランティア・市民活動センターと連携して検討します。

3-3 西東京市における生涯学習の地域づくりの展開

施策の現状と課題

西東京市では、市民一人ひとりの主体的な学習活動の深まりにより、地域住民が共通する生活課題に協働して取り組む学習活動や地域活動が活発に展開されつつあります。こういった地域住民の学び合う関係を基盤とした新たなコミュニティの形成から始まる、人々の暮らしや人間関係を豊かにしていく地域づくりが求められています。今後、このようなコミュニティの発展を多様なネットワークで支えていく体制づくりが重要になってきます。

そのために、生涯学習に関する専任のコーディネーター（生涯学習推進担当）を中心として、庁内関係各課・教育機関・地域・地域住民間の連携を図りながら、生涯学習情報総合窓口の整備活用、地域での様々な団体・組織との協働事業を推進します。また、市民人材を積極的に活用し、市民の先進的な知識、経験の生涯学習活動への還元や地域での学び合いの促進を図ります。

※コミュニティ：人々が、一定の仲間意識をもって、共同の生活、体験、イベントなどを営む集まりを指します。

施策の方向性

(1) 関係各課・施設との連携による地域における学習支援の充実

- 情報提供機能（情報ネットワーク）の拡充
- 地域コミュニティに対する総合支援態勢の構築

(2) 地域住民や団体と連携した学び合いの促進

- 学校を拠点とした地域での生涯学習の奨励・支援
- コミュニティ関連組織の交流とまちづくりの多様な担い手への支援
- 市民提案制度による講座事業の創設

西東京市における生涯学習の地域づくりの展開

(1) 関係各課・施設との連携による地域における学習支援の充実

■情報提供機能（情報ネットワーク）の拡充

市民の生涯学習活動を支える上で欠かせない情報ネットワークの整備を、市民協働により推進します。「西東京市市民協働推進センター ゆめこらぼ」との連携調整を図りながら、生涯学習情報総合窓口としての機能を付加することにより、市民参画型の情報提供サービスを整備します。

サービスの内容としては、1) 市主催の生涯学習事業の情報収集・提供、2) 市民団体等が実施する生涯学習事業の情報収集・提供、3) 市民団体等の活動内容の情報収集・提供、4) 市民からの学習相談等への対応、5) 平日夜間、土日も窓口開設した人員対応などを検討します。

また、市民参画での情報発信のしくみとして整備された「地域活動情報ステーション」を活用し、NPOや市民団体の団体活動状況やイベントのお知らせなど、情報提供の充実に図ります。

●用語説明

・西東京市市民協働推進センター ゆめこらぼ：市民の多様な活動とまちづくりの拠点として、ハードとソフトの両面から市民活動を支え、市民同士、市民と企業、市民と行政など、地域における様々な主体の組み合わせによる協働を推進していくことを目的としています。

・地域活動情報ステーション：NPO、ボランティア団体、文化・スポーツサークルなどが登録により、会員募集や活動PR、イベントなどの情報を掲載できる、市が運営する公式サイトです。

参考URL <http://nishitokyo.genki365.net/>

■地域コミュニティに対する総合支援態勢の構築

関連各課との調整により全庁的にコミュニティ政策の総合性を確保し、実務担当者間の緊密な連携を図りながら、地域における学習活動やボランティア活動を総合的に支援します。

(2) 地域住民や団体と連携した学び合いの促進

■学校を拠点とした地域での生涯学習の奨励・支援

学校の教育機能や施設を活用した、地域での生涯学習事業を奨励・支援します。家庭・学校・地域の連携状況を踏まえながら、地域住民主体の生涯学習推進のために必要な調整や支援について検討します。今後は、積極的に学校と地域との連携促進を目指します。

■コミュニティ関連組織の交流とまちづくりの多様な担い手への支援

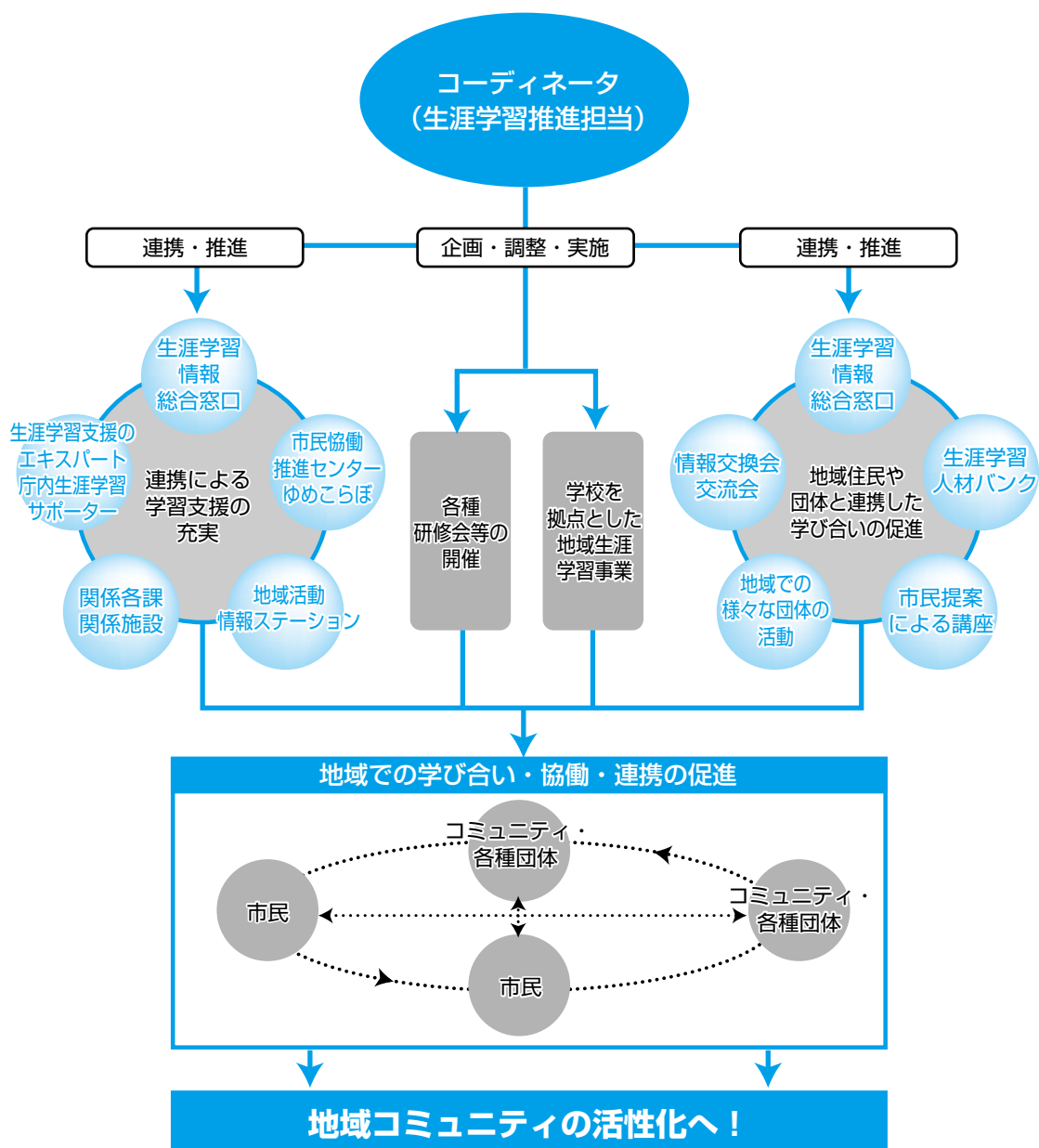
地域の様々な住民組織の合同による研修会や交流会（活動体験発表会、情報交換会）を開催し、世代間交流を促進し、まちづくりに積極的に参加できる環境づくり、地域における学習支援の関係づくりを推進します。

また、まちづくりを担う団体や人材が地域での学び合いの中で育つよう、コミュニティ関連組織の連携・協働への働きかけをします。

■市民提案制度による講座事業の創設

地域での「知の循環」を図るため、市民等が培った知識・技能を地域に還元するしくみとして、市民提案制度による講座事業の創設を検討します。

生涯学習の地域づくり 全体イメージ



資 料

1. 西東京市生涯学習連絡調整会議設置要領
2. 西東京市生涯学習連絡調整会議委員名簿
3. 西東京市生涯学習連絡調整会議部会委員名簿
4. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会設置要綱
5. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会委員名簿
6. 西東京市生涯学習推進計画策定審議経過
7. 西東京市生涯学習推進計画策定作業経過

1. 西東京市生涯学習連絡調整会議設置要領

第1 設置

西東京市における生涯学習に関する施策・事業を、総合的かつ効果的に推進していくため、西東京市生涯学習連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 生涯学習推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画の実施及び総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習推進に関して必要な事項。

第3 組織

会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じ代理出席を認める。

- 2 会議に、必要に応じて実務者による担当部会を設けることができる。

第4 議長及び副議長

会議に議長、副議長を置く。

- 2 会議の議長は、企画部企画政策課長を、副議長は、教育部教育企画課長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

会議は、議長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第6 任期

会議の委員の任期は、任務が終了するまでとする。

第7 庶務

会議の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

●別表（第3関係）

企画部	企画政策課長
	情報推進課長
	広報広聴担当課長
生活環境部	生活文化課長
	みどり公園課長
	環境保全課長
危機管理室	危機管理室主幹
福祉部	生活福祉課長
	障害福祉課長
	高齢者支援課長
子育て支援部	子育て支援課長
教育部	教育企画課長
	学校運営課長
	教育指導課長
	社会教育課長
	スポーツ振興課長
	公民館長
	図書館長

2. 西東京市生涯学習連絡調整会議委員名簿

(平成21年3月31日現在)

所属	職名	氏名
企画部	企画政策課長（議長）	柴原 洋
	情報推進課長	坂本 眞実
	広報広聴担当課長	佐藤 秀一
生活環境部	生活文化課長	飯島 享
	みどり公園課長	山本 一彦
	環境保全課長	大和田 康史
危機管理室	危機管理室主幹	東原 隆
福祉部	生活福祉課長	松川 聡
	障害福祉課長	青崎 公博
	高齢者支援課長	森本 潔
子育て支援部	子育て支援課長	森下 直彦
教育部	教育企画課長（副議長）	青柳 昌一
	学校運営課長	富田 和明
	教育指導課長	前島 正明
	社会教育課長	波方 幹徳
	スポーツ振興課長	飯島 伸一
	公民館長	相原 昇
	図書館長	小池 博

3. 西東京市生涯学習連絡調整会議部会委員名簿

任期 平成20年1月31日～平成21年3月4日

所 属	課 名	氏 名
企画部	企画政策課	○古厩 忠嗣
福祉部	生活福祉課	伊佐 英夫
子育て支援部	子育て支援課	荒木 弘 (20.3.31まで) 萩原 直規
生活環境部	生活文化課	新井 延男
	環境保全課	大和田 康史 (20.3.31まで) 三城 美也
教育部	教育企画課	◎清水 達美
	社会教育課	小関 俊典
	スポーツ振興課	佐々木 健吾
	公民館	神田 園子 (20.6.28まで) 近藤 均
	図書館	奈良 登喜江

◎会長 ○副会長

4. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市における生涯学習の推進に関する施策を、総合的かつ全庁的に推進し、市民の声を計画に反映させるために、西東京市生涯学習推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関して意見を述べること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策に関して意見を述べること。

2 懇談会は、前項の事項について調査・検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

第3 組織

懇談会は、委員を10人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから、教育長が任命する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 学校教育関係者 | 1人 |
| (3) 社会教育・スポーツ活動関係者 | 2人以内 |
| (4) 保健、福祉活動の関係者 | 2人以内 |
| (5) NPO、ボランティア団体等の関係者 | 2人以内 |
| (6) 公募による市民 | 2人以内 |

2 懇談会に委員の互選により、座長及び副座長を置く。

3 懇談会は、座長が招集し、座長が会議の議長を務める。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

第4 任期

懇談会は、平成23年度末までとする。

2 懇談会委員の任期は、2年度とする。ただし、再任を妨げない。

第5 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第6 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

5. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会委員名簿

任期 平成20年6月1日～平成21年3月31日

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 貝塚 茂樹	武蔵野大学文学部教授
学校教育関係者	金子 雅彦	けやき小学校長
社会教育・スポーツ 活動関係者	松嶋 真	社会教育委員
	三原 重子	スポーツ振興審議会委員
保健活動関係者	白倉 悦子	NPO法人 ハートフィールドたなし工房
福祉活動関係者	飯塚 和幸	西東京市社会福祉協議会
NPO、ボランティア 団体等の関係者	水井 高志	NPO法人 西東京花の会
	有馬 将由	きらっとシニア倶楽部
公募による市民	小田 啓子	西東京スクエアダンスクラブ
	○ 川口 順啓	大学客員教授

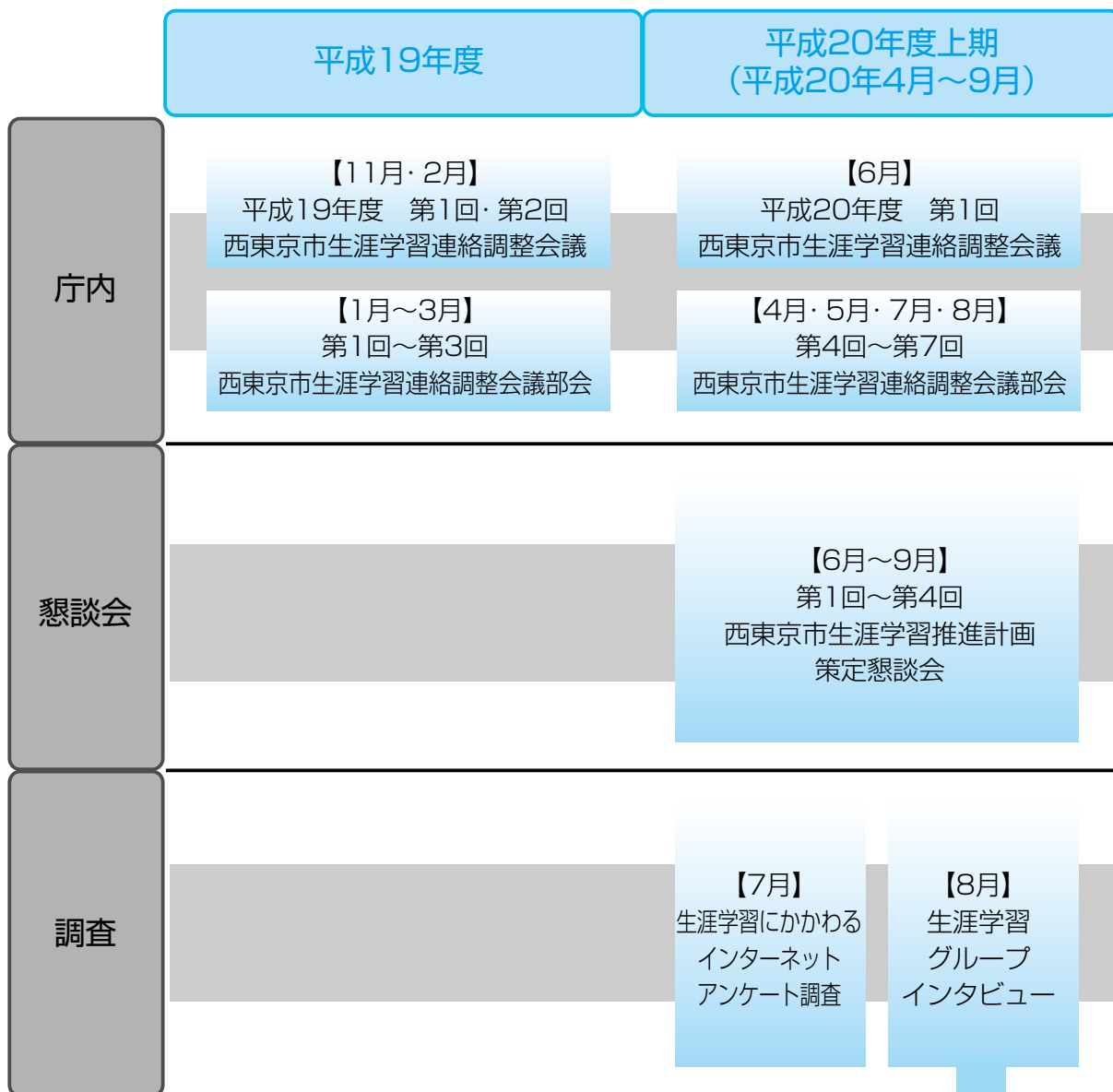
◎座長 ○副座長

6. 西東京市生涯学習推進計画策定審議経過

平成19年11月26日	平成19年度第1回西東京市生涯学習連絡調整会議 1. 次期西東京市生涯学習推進計画の策定について 2. 作業部会の設置について
平成20年1月31日	第1回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画策定の基本方針について 2. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況調査表について
平成20年2月19日	平成19年度第2回西東京市生涯学習連絡調整会議 1. 次期西東京市生涯学習推進計画の策定について
平成20年2月29日	第2回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況について
平成20年3月27日	第3回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況について
平成20年4月16日	第4回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況について
平成20年5月26日	第5回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況のまとめ 2. 次期西東京市生涯学習推進計画の考え方について
平成20年6月5日	平成20年度第1回西東京市生涯学習連絡調整会議 1. 平成19年度生涯学習推進計画進捗状況のまとめについて 2. 次期西東京市生涯学習推進計画の考え方について 3. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会について
平成20年6月24日	第1回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 西東京市生涯学習推進計画の基本的な考え方と方針等について 2. 生涯学習をめぐる国、都、西東京市の動向について 3. 生涯学習に関する市民意識調査について
平成20年7月3日	第6回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会について 2. 今後のスケジュールについて
平成20年7月10日	第2回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 西東京市生涯学習推進計画策定に向けた市民意見の反映方法
平成20年7月25日～7月31日 生涯学習にかかわるインターネットアンケート調査実施	
平成20年8月7日～8月21日 生涯学習グループインタビュー実施	
平成20年8月27日	第7回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 現行計画の進捗状況について 2. 意識調査について
平成20年8月28日	第3回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 西東京市生涯学習推進計画の進捗状況と今後の進め方について 2. 生涯学習に関する市民意識調査について

平成20年9月30日	第4回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画事業の検討
平成20年10月1日	第8回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画事業の検討
平成20年10月2日	平成20年度第2回西東京市生涯学習連絡調整会議 1. 次期西東京市生涯学習推進計画の策定経過について 2. 次期西東京市生涯学習推進計画事業の検討
平成20年10月9日	第5回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画の事業 2. オープンスタイルでの意見交換会の実施について
平成20年11月10日	第9回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成20年11月13日	第6回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成20年11月22日・11月25日 オープンスタイルでの意見交換会	
平成20年12月11日	第7回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成20年12月15日～平成21年1月14日 パブリックコメントの実施	
平成21年1月8日	第8回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成21年1月29日	第10回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成21年2月12日	第9回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成21年3月4日	第11回西東京市生涯学習連絡調整会議部会 1. 次期西東京市生涯学習推進計画（素案）の検討
平成21年3月5日	平成20年度第3回西東京市生涯学習連絡調整会議 1. 西東京市生涯学習推進計画（平成21年度～平成25年度）案について 2. パブリックコメント実施結果について
平成21年3月23日	第10回西東京市生涯学習推進計画策定懇談会 1. 西東京市生涯学習推進計画（平成21年度～平成25年度）の成案について

7. 西東京市生涯学習推進計画策定作業経過



■生涯学習グループインタビューの様子

平成20年8月7日～8月21日にかけて、市内で生涯学習活動を行う14団体へのグループインタビューを実施しました。

活動の現状と課題、公共施設の課題、地域や学校への関心、西東京市の生涯学習施策に関する意見などについての聞き取り調査を行い、さまざまな分野の団体から多様な意見をいただきました。その中で、「生涯学習の参加希望者に対する講座数、講座内容の充実」「生涯学習に関係する団体・機関の連携強化」「公共施設の利便性向上」などが共通の課題として浮かび上がってきました。

市ではこうした貴重な意見を参考にして議論を進め、各施策にできるだけ反映させながら西東京市生涯学習推進計画(平成21年度～平成25年度)の策定に取組みました。

平成20年度下期
(平成20年10月～平成21年3月)

主な検討内容

【10月・3月】
平成20年度 第2回・第3回
西東京市生涯学習連絡調整会議

【10月・11月・1月・3月】
第8回～第11回
西東京市生涯学習連絡調整会議部会

- ・次期西東京市生涯学習推進計画の考え方
- ・西東京市生涯学習推進計画策定懇談会
- ・次期西東京市生涯学習推進計画事業
- ・次期西東京市生涯学習推進計画(素案)
など

【10月～3月】
第5回～第10回
西東京市生涯学習推進計画
策定懇談会

- ・西東京市生涯学習推進計画の考え方と方針
- ・西東京市生涯学習推進計画に向けた市民
意見の反映方法
- ・次期西東京市生涯学習推進計画事業
- ・次期西東京市生涯学習推進計画(素案)
など

【11月】
オープンスタイル
での意見交換会

【12月～1月】
パブリック
コメント

- ・市民の生涯学習に関する参加の実態、参
加への動機付け
- ・生涯学習に参加している団体の意識及び
活動の現状と課題
など

■オープンスタイルでの意見交換会の様子

平成20年11月22日、11月25日の両日、保谷駅前公民館ロビー(22日)と田無アスタセンターコート(25日)において意見交換会を実施しました。本計画の内容に関するパネルを展示し、随時、担当者が来訪者に説明をしながら質問に答えるという自由参加形式(オープンスタイル)で行いました。約80名の市民の方にご来訪いただき、アンケートにもお答えいただきました。

その中で、「生涯学習に関心はあるが具体的な情報が不足している」「希望する内容の講座はあるが時間・場所などの条件が合わない」といった意見が多く挙がりました。

西東京市生涯学習推進計画(平成21年度～平成25年度)には、こうした課題に対応するための施策・事業の展開を盛り込みました。

写真上・下: 当日の様子▶



西東京市生涯学習推進計画

“だれもが主役”で輝く循環型の地域学習社会の創造をめざして

平成21年3月

編集・発行 西東京市教育委員会教育部社会教育課

〒202-8555
西東京市中町一丁目5番1号
042-438-4079

西東京市生涯学習推進計画

西東京市教育委員会